

第3期寒河江市子ども・子育て支援事業計画／寒河江市母子保健計画

さがえっこ・すくすくプラン

令和7年3月

寒河江市

目 次

第 1 章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置付け.....	2
3. 計画の期間.....	4
4. 国の主な制度等の改正の動向.....	4
第 2 章 こども・子育てを取り巻く現状	6
1. 市の概況について.....	7
2. ニーズ調査結果からみる現状.....	14
3. 事業者アンケートからみる現状.....	23
4. 第 2 期計画の振り返り.....	25
5. 本市のこども・子育てについて.....	26
第 3 章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念.....	28
2. 基本目標.....	29
3. 施策の体系.....	31
第 4 章 施策の展開	32
基本目標 1. こどもが健やかに育つまちづくり.....	33
基本目標 2. 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり.....	47
基本目標 3. 子育てを地域全体で支えるまちづくり.....	62
第 5 章 計画の推進	69
1. 計画の推進体制.....	70
2. 計画の進捗管理.....	70
資料編	71
1. 基本目標 1 の現状と目標値.....	72
2. 用語説明.....	74
3. 寒河江型ネウボラ、寒河江市こども家庭センターイメージ図.....	77
4. 寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例.....	79

※本文中の「(*1)」～「(*39)」は P.74～P.76 の用語説明の「No. 」に対応しており、本文中に用語集の単語が初出した部分に記載しています。

※「こども」は基本的にひらがなで表記していますが、法令に根拠があるものや固有名詞については、その表記を使用しています。

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉」等の単語や団体名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進む中、共働き家庭の増加や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子どもや子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、子どもの健やかな成長と子育て家庭については社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような子育てに関する背景のもと、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」(*1)に基づき、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、少子化対策として様々な取組を推進してきました。

さらに、子ども・子育て関連3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」(*2)では、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡充、③家庭における子育て支援等、地域の子ども・子育て支援の充実が求められました。

このような状況の中、令和5年4月に施行された「こども基本法」は、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的に推進していくための包括的な基本法として制定されており、子ども・子育てに関する支援策は、この法律に基づき推進していくこととなります。

本市においては、子育てを地域全体で支えるまちづくりを通じて、保護者が安心して子どもを産み育てられ、すべてのこどもが健やかに、すくすくと育つ環境づくりを推進するため、平成26年6月に制定した「さがえっこすくすく宣言」(*3)の具現化を目指し、平成27年と令和2年に「寒河江市子ども・子育て支援事業計画／寒河江市母子保健計画 さがえっこすくすくプラン」を策定し、「安心して子どもを産み育てられ、子どもがすくすくと育つまち寒河江」を基本理念として、子どもや子育てに関する施策に取り組んできました。

今回、第2期計画の計画期間が終了することから、新たに「第3期寒河江市子ども・子育て支援事業計画／寒河江市母子保健計画 さがえっこすくすくプラン」(以下「本計画」という。)を策定することとなりました。本計画は、第1期及び第2期計画に引き続き、子育て支援の充実を図ることで「さがえっこすくすく宣言」の具現化を目指し、本市の子育て支援に関する基本的な考え方や具体的な取組等について示す計画として策定するものです。

2. 計画の位置付け

2-1. 法令等の根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」です。こどもの健やかな育成と子育て家庭を支援するための総合的な計画であり、「母子保健計画」の内容を包含したものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

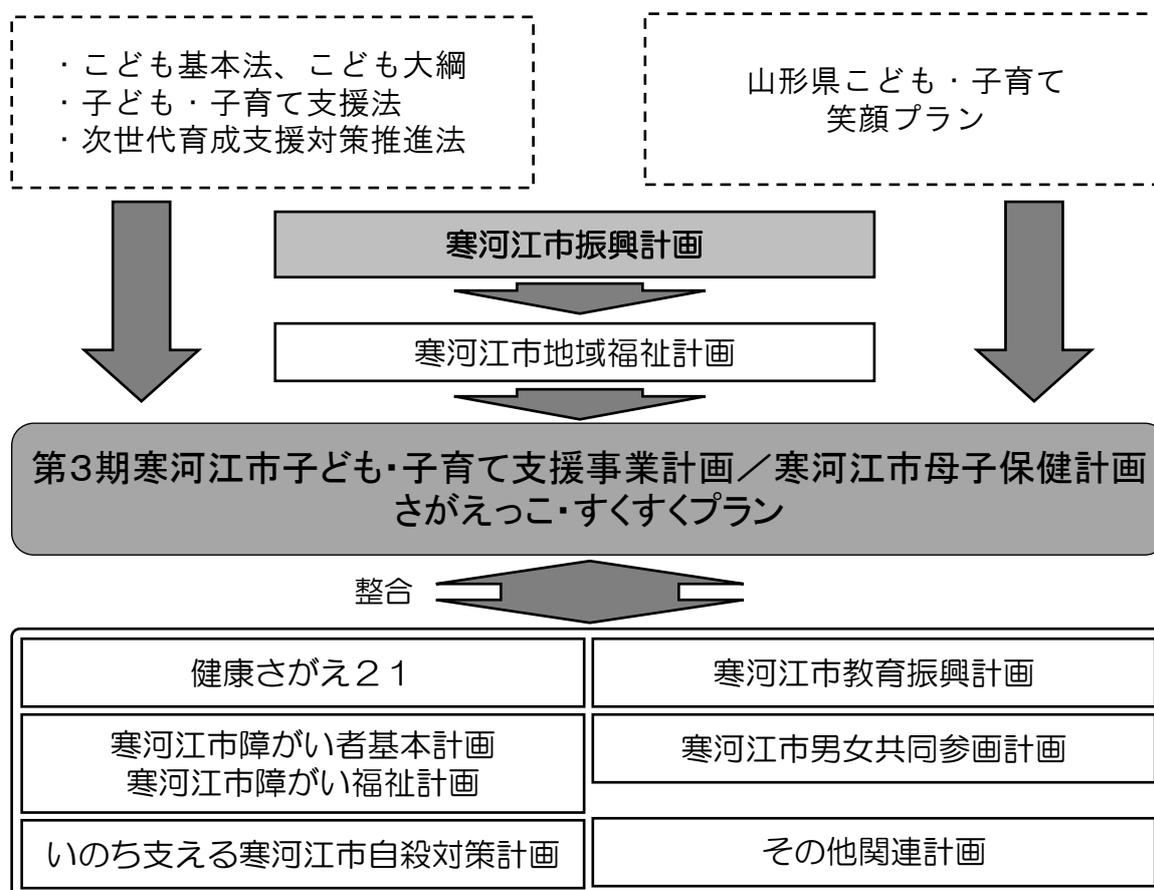
第 61 条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

2-2. 関連計画との位置付け



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年間とします。また、計画期間中に計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて中間年(令和9年度)を目安として計画の見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期計画	第3期寒河江市子ども・子育て支援事業計画／ 寒河江市母子保健計画 さがえっこ・すくすくプラン					次期計画
			(見直し)			

4. 国の主な制度等の改正の動向

【令和4年度】

●児童福祉法等の一部改正

1. 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」設置の努力義務を規定
2. 地域子ども・子育て支援事業に新たに3事業(子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)を位置づけるとともに、既存の子育て短期支援事業及び一時預かり事業を拡充

【令和5年度】

●こども未来戦略の「加速化プラン」の策定

1. 妊娠期から出産・子育て期まで切れ目ない支援を行う「伴走型支援」の制度化と支援を必要とするすべての方が利用できるよう「産後ケア」の拡充
2. 幼児教育・保育の質の向上のため、保育士等の配置基準について、3歳児を20対1から15対1へ、4・5歳児を30対1から25対1へ改善し、加算措置を設定
3. すべての子育て世帯を対象とした「こども誰でも通園制度(仮称)」を創設し、令和8年度から全国で実施
4. 放課後児童クラブの受け皿の拡大(約122万人から約154万人へ)の目標達成に取り組むとともに、経営安定化のため、令和6年度から常勤職員の配置改善を実施

【令和6年度】

●子ども・子育て支援法等の一部改正

- 1.こども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた「こども誰でも通園制度」の対象、実施場所、実施方法を制度化
- 2.同加速化プランで拡充の方針が示された「産後ケア」の実施方法等を制度化

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

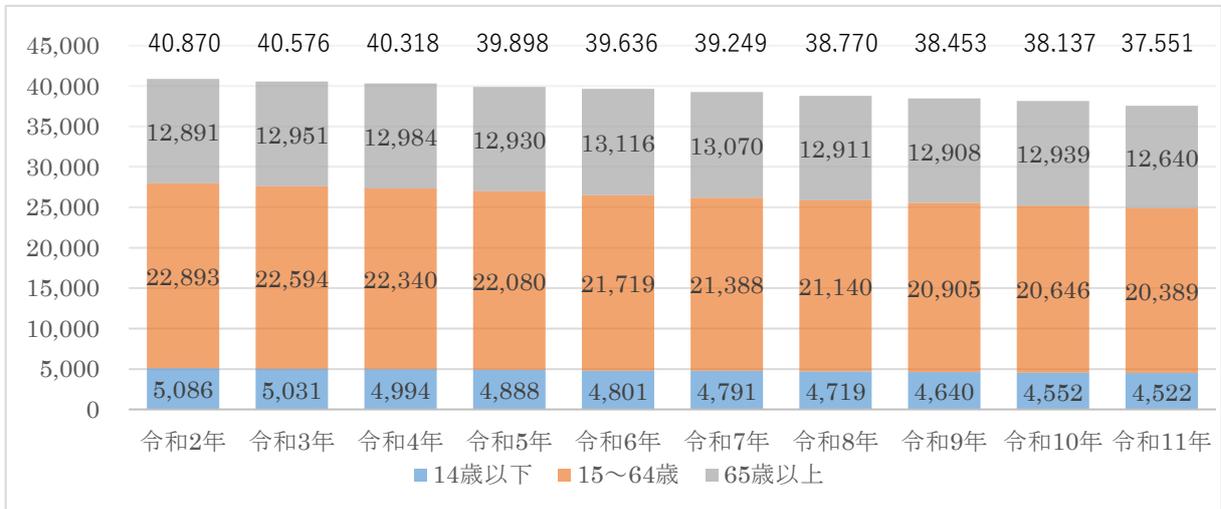
1. 市の概況について

1-1. 人口の推移

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、総人口は徐々に減少しており、令和6年は 39,636 人となっています。令和7年以降も減少が続くことが予想されており、令和 11 年には 37,551 人になると見込まれています。

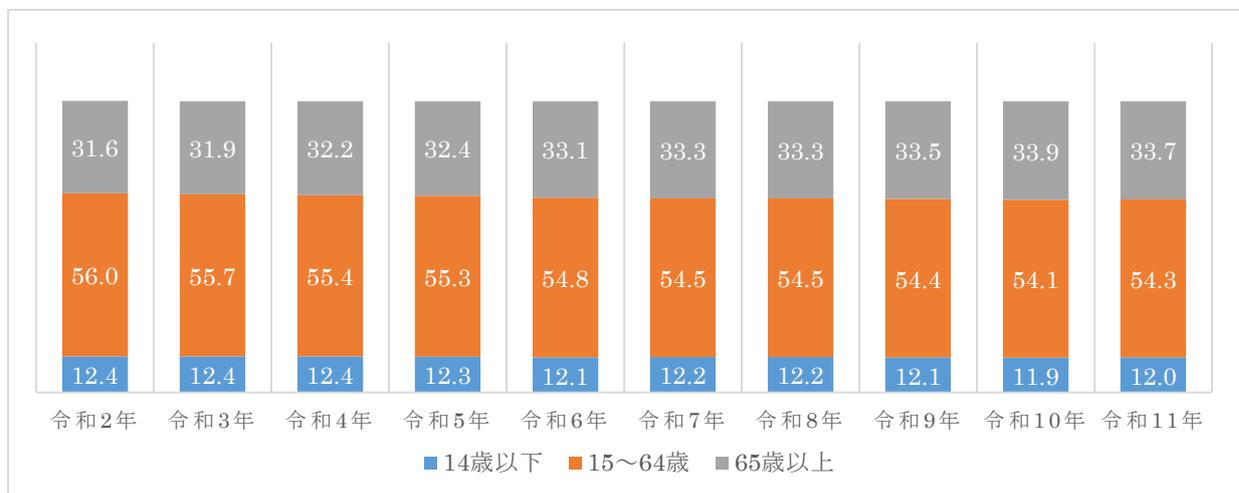
年齢3区分別でみると、「14 歳以下」と「15～64 歳」は減少傾向となっているのに対して、「65 歳以上」は増加傾向となっています。令和7年以降も、少子高齢化の傾向は続くことが予想されますが、増加傾向を見せていた「65 歳以上」についても、横ばいから減少傾向となることが予想されます。



※令和6年までは住民基本台帳(各年4月1日)、令和7年以降はコーホート変化率法(*4)による推計値

(2) 年齢3区分の人口割合の推移

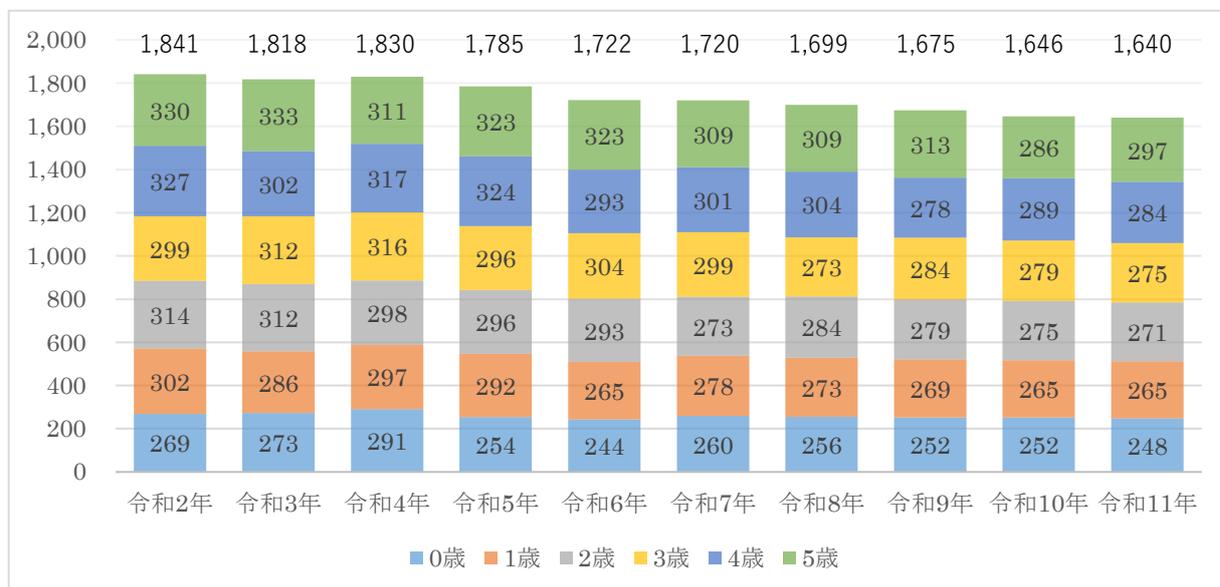
年齢3区分の人口割合の推移をみると、人口推移と同様に「14 歳以下」と「15～64 歳」が減少傾向で、「65 歳以上」は増加傾向となっています。



※令和6年までは住民基本台帳(各年4月1日)、令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

(3) こどもの年齢別人口の推移

こどもの年齢別人口の推移をみると、令和2年をピークとして減少に転じており、令和6年は1,722人となっています。令和7年以降も減少傾向が続き、令和11年には1,640人になると見込まれています。

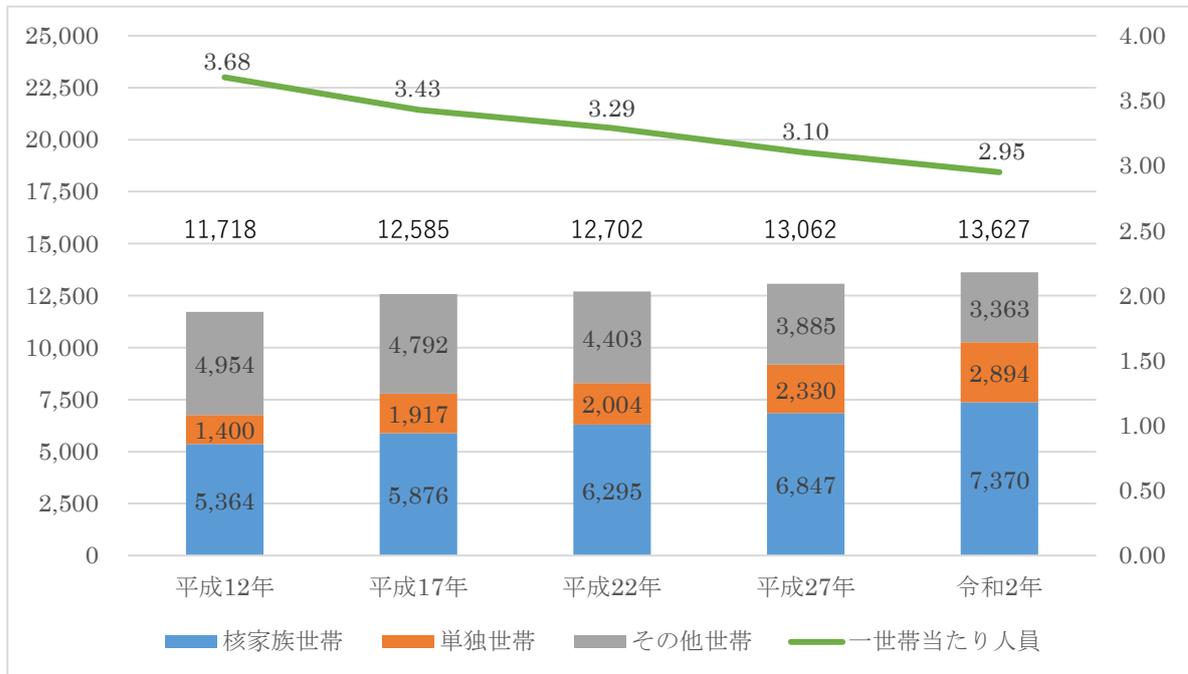


※令和6年までは住民基本台帳(各年4月1日)、令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

1-2. 一般世帯等の状況

一般世帯等の状況を見ると、一般世帯の総数は年々増加しており、令和2年は13,627世帯となっています。また、内訳を見ると、「核家族世帯」と「単独世帯」が増加しています。

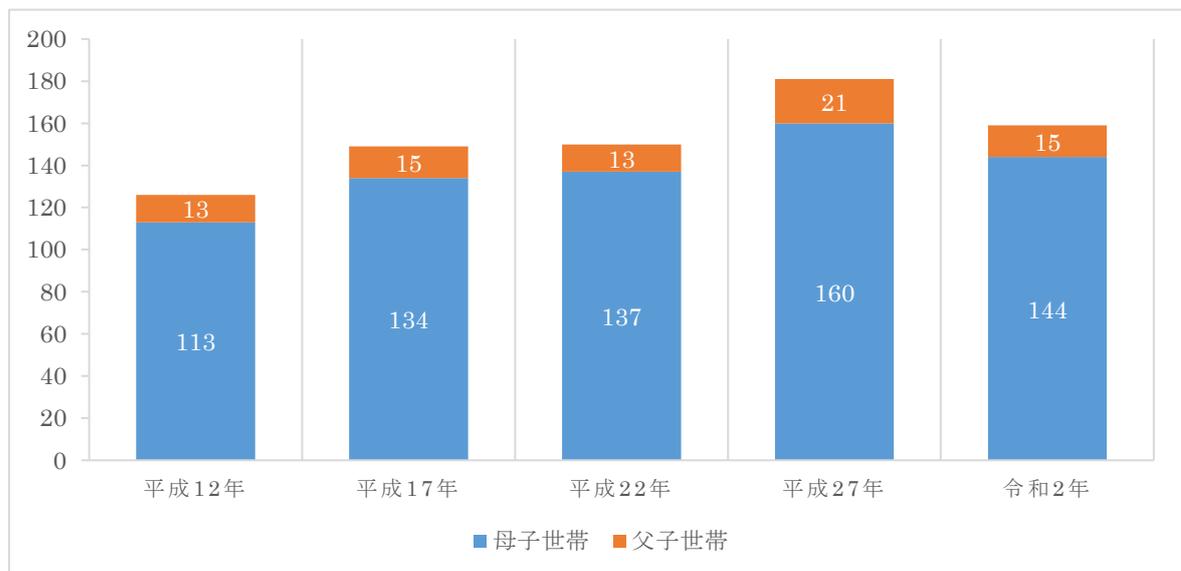
一般世帯数が増加するに伴い、「一世帯当たり人員」は年々減少しており、令和2年は2.95人となっています。



※国勢調査より

1-3. 母子・父子世帯の状況

母子・父子世帯の状況を見ると、「母子世帯」は年々増加しており、「父子世帯」も増減しつつ推移していますが全体としては増加傾向で、令和2年には「母子世帯」が144世帯、「父子世帯」が15世帯となっています。

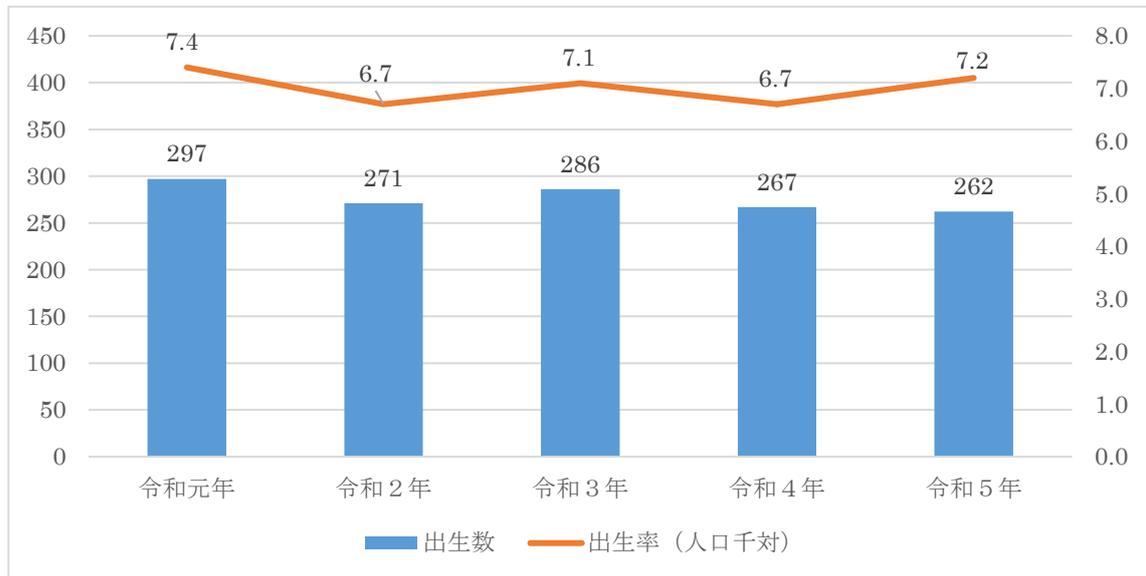


※国勢調査より

1-4. 出生の動向

(1) 出生数の推移

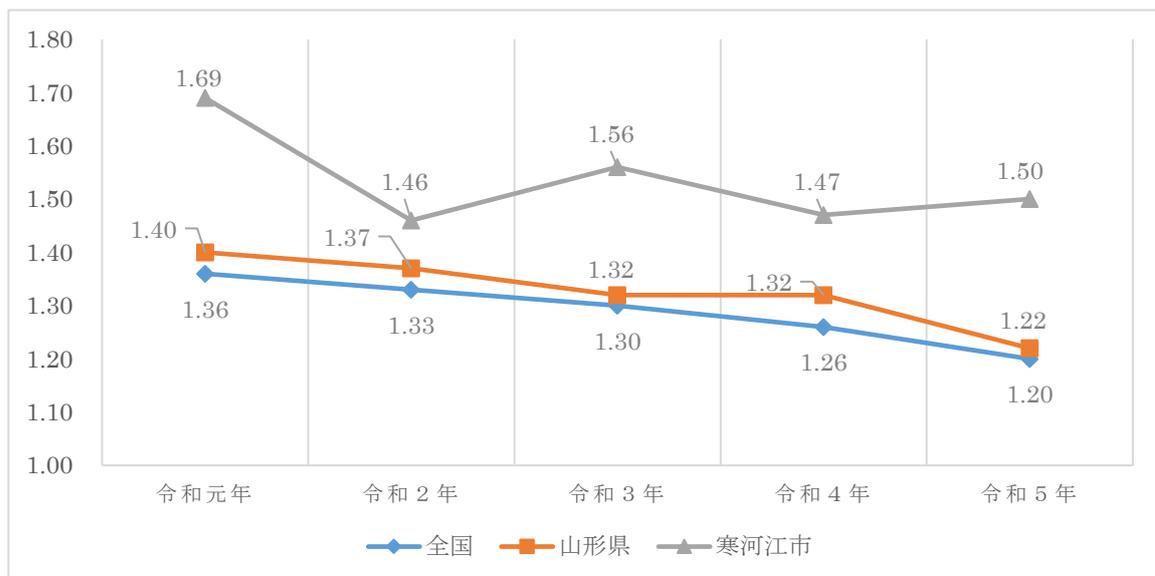
出生数の推移をみると、増減しつつ推移しており、令和5年は「出生数」が262人、「出生率(人口千対)」が7.2となっています。



※寒河江市統計より

(2) 合計特殊出生率(*5)の推移

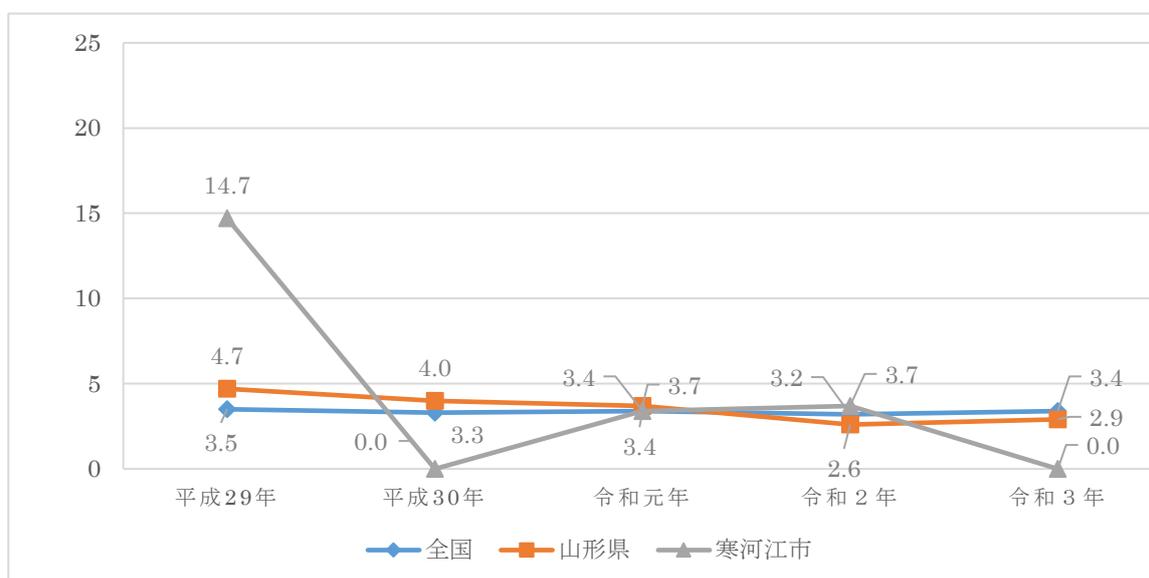
合計特殊出生率の推移をみると、すべての年で「全国」と「山形県」を上回っており、令和5年には1.50となっています。



※厚生労働省資料、山形県保健福祉統計年報より

(3) 周産期死亡率（*6）の推移

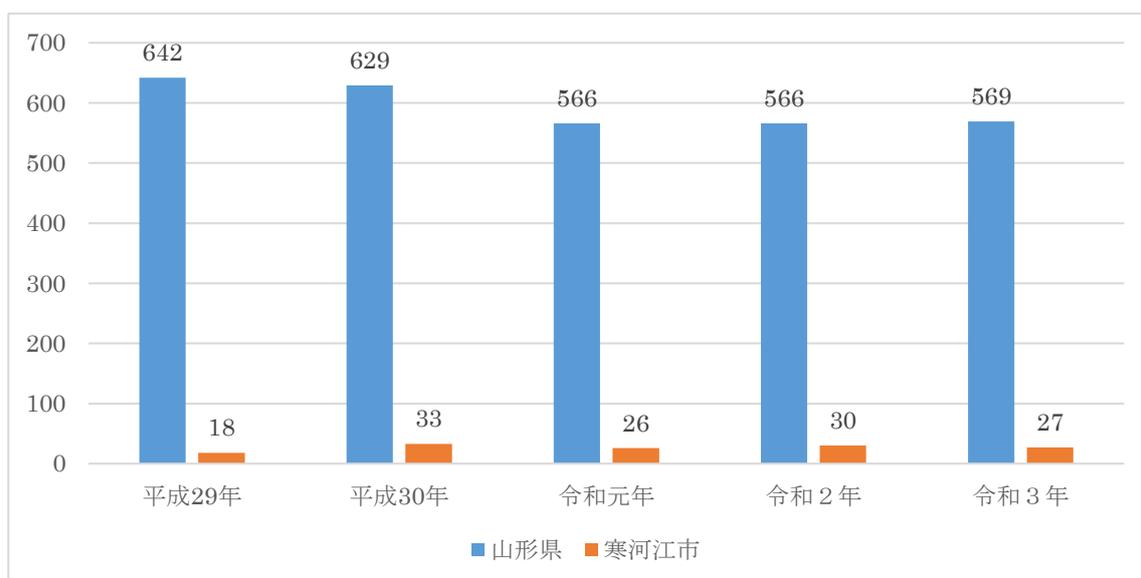
周産期死亡率の推移をみると、平成 29 年は「全国」と「山形県」を上回りましたが、平成 30 年と令和3年は 0.0 となっています。



※山形県保健福祉統計年報より

(4) 低出生体重児（*7）の出生数の推移

低出生体重児の出生数の推移をみると、「寒河江市」は平成 30 年に 33 人で最も多くなっており、それ以外はおおむね 30 人前後で推移しています。

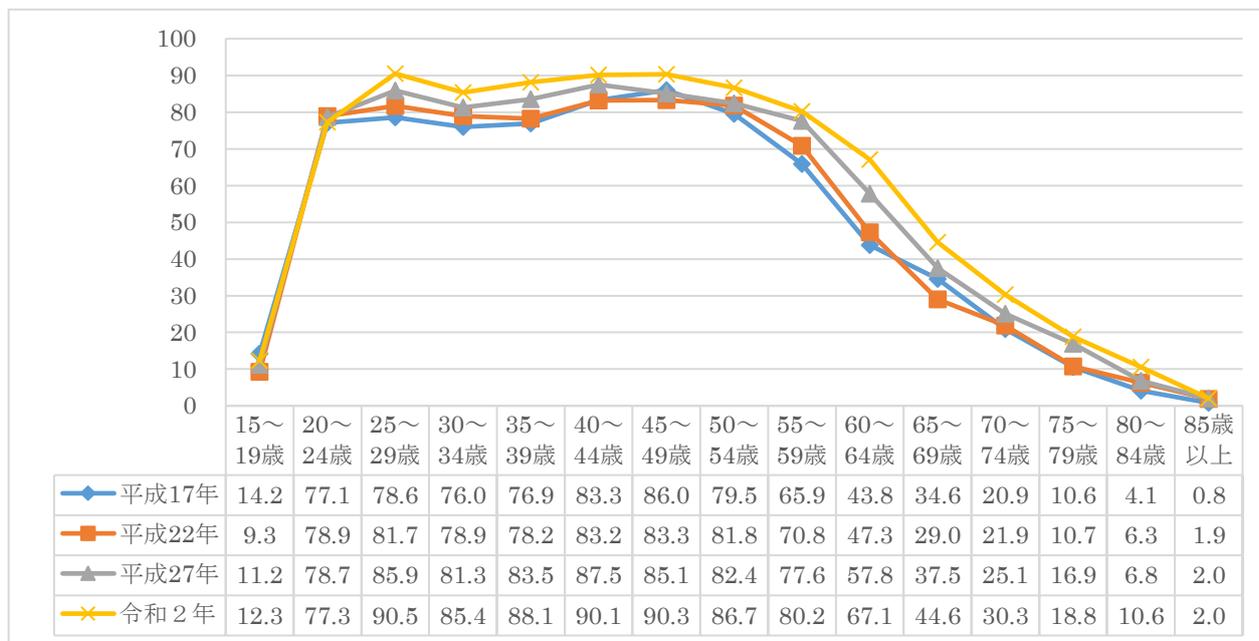


※山形県保健福祉統計年報より

1-5. 女性の労働力の状況

(1) 女性の労働力率の推移

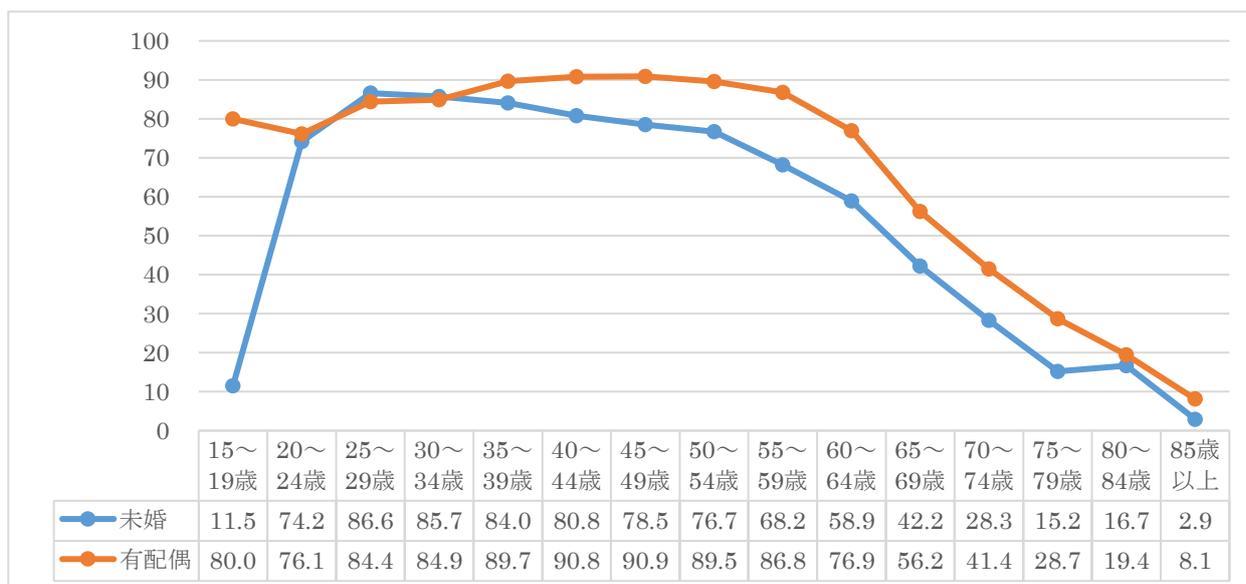
女性の労働力率の推移をみると、令和2年にかけて全体的に労働力率の上昇がみられました。特に“25～39歳”と“60～74歳”で上昇が目立っており、20代後半から30代にかけてのM字カーブのへこみが大きくなっています。



※国勢調査より

(2) 未婚・有配偶の労働力率

未婚・有配偶の労働力率をみると、“20～34歳”までは「未婚」「有配偶」とも同程度の割合となっていますが、それ以降はおおむね「有配偶」の方が高くなっています。

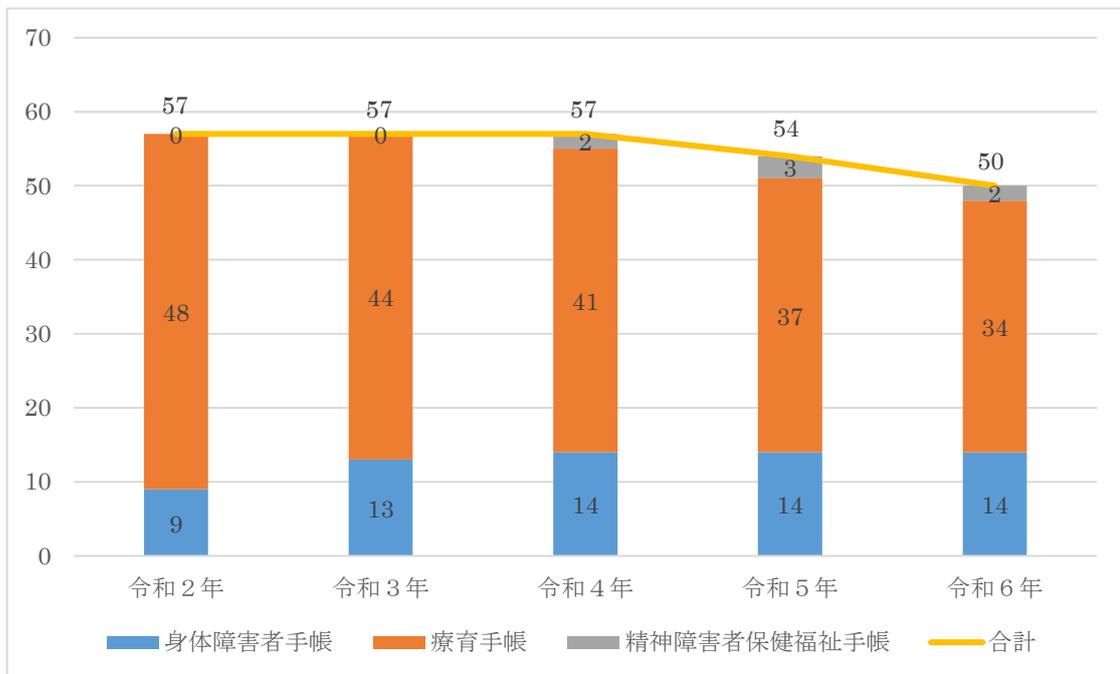


※国勢調査より

1-6. 障がい児の状況

障がい児の状況をみると、出生数のゆるやかな減少に伴い、全体的に減少しています。

令和6年は「身体障害者手帳」が14人、「療育手帳」が34人、「精神障害者保健福祉手帳」が2人となっており、総数は50人となっています。



※寒河江市管理システムより(各年4月1日時点)

2. ニーズ調査結果からみる現状

2-1. ニーズ調査の概要

本計画の策定に当たって、子育て家庭のニーズ等を把握し、市の現状と今後の子ども・子育て支援における課題を整理することを目的として、アンケート形式によるニーズ調査を実施しました。

	就学前児童	小学生
対象者	令和6年1月1日時点で、市内に居住する就学前児童の保護者(無作為抽出)	令和6年1月1日時点で、市内に居住する小学1～3年生の保護者(無作為抽出)
調査方法	保護者に文書を送付し、Webにて回答	
調査期間	令和6年2月～3月	
配付数	1,098 票	795 票
回収数	647 票	617 票
回収率	58.9%	77.6%

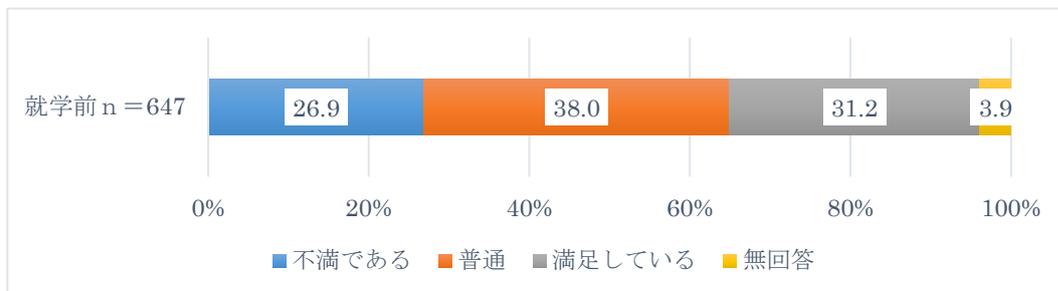
2-2. ニーズ調査結果のまとめ

(1) 本市の子育て支援の環境や支援に対する満足度について

本市の子育て支援の環境や支援に対する満足度をみると、就学前児童では「満足」と「やや満足」を合わせた『満足している』が 31.2%となっていますが、その一方で「不満」と「やや不満」を合わせた『不満である』は 26.9%と少なくありません。

▼前回の調査から「ふつう」「満足している」とした方の割合が低下していることから、子育て世帯の様々なニーズに即した見直し・改善を図り、満足度をあげていくことが重要です。

【子育て支援の環境や支援に対する満足度】

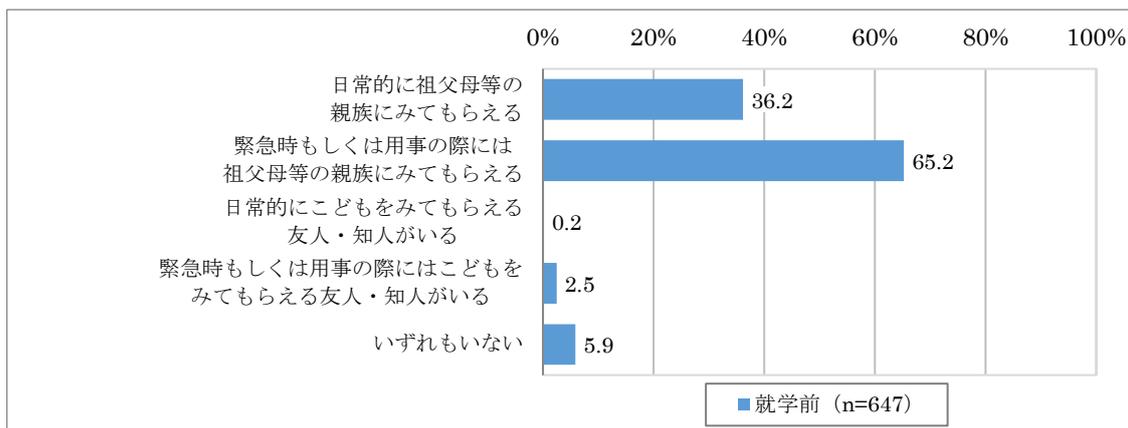


(2) 就学前児童の子育てに関する協力者について

就学前児童の子育てに関する親族・知人等協力者の状況をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 65.2%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 36.2%と親族に協力してもらえる方が多くを占めていますが、その一方で「いずれもない」とした方が 5.9%を占めています。

▼周囲の援助が得られない家庭に対して、様々なニーズに即した子育て支援が届けられるよう、支援体制や情報提供体制等を検討していく必要があります。

【親族・知人等協力者の状況】



(3) 子育てに関して気軽に相談できる相手について

子育てに関して気軽に相談できる相手の有無をみると、相手が「いる／ある」が 90.3%と大半を占めており、その相手は「祖父母等の親族」(83.4%)と「友人や知人」(69.0%)の2つが多くを占めています。

⇒相談窓口(相手)の役割を担う子育て支援機関である「ハートフルセンター」(4.6%)、「ゆめは一と寒河江」(3.9%)、「保健師」(3.6%)は1割にも届かず、活用頻度が低い状況です。

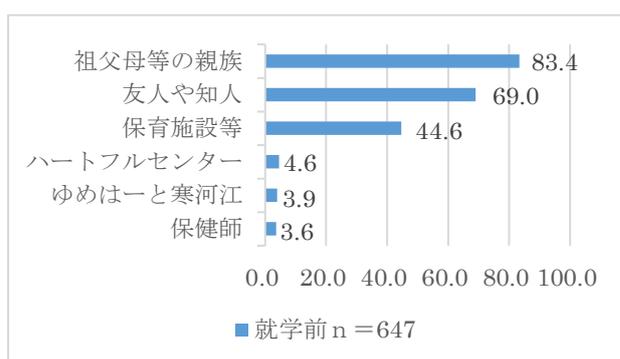
⇒気軽に相談できる相手が「いない／ない」とした方は 8.3%となっています。

▼今後に向けては、令和6年4月に設置した寒河江市こども家庭センター(*8)を中心とした公的な相談機関を活用してもらえるよう、教育・保育施設(*9)等と連携して、その活動の周知徹底・普及を図るとともに、気軽に相談できる(相談しやすい)体制づくりについて再検討する必要があります。

【気軽に相談できる相手の有無】



【気軽に相談できる相手(抜粋)】



(4) 母親の就労状況について

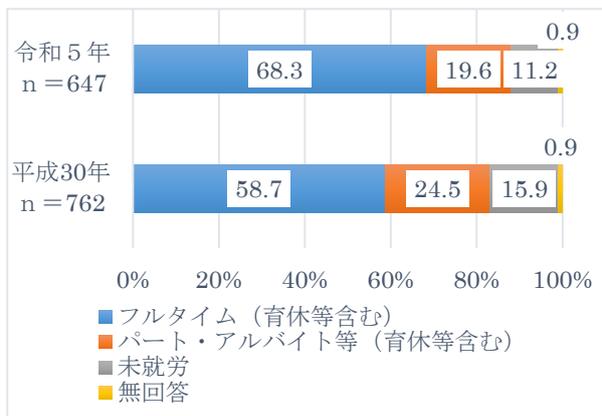
母親の就労状況をみると、「フルタイム(育休等含む)」と「パート・アルバイト等(育休等含む)」を合わせた『現在就労している(育休等含む)』は、就学前児童で 87.9%、小学生で 90.4%となっており、平成 30 年の調査と比較すると、就学前児童で 4.7%、小学生で 3.4%の増加となっています。

⇒母親の就労日数をみると、「5日」と「6日以上」が多く、この2つを合わせた『5日以上』が就学前児童では 93.6%、小学生で 93.1%となっています。

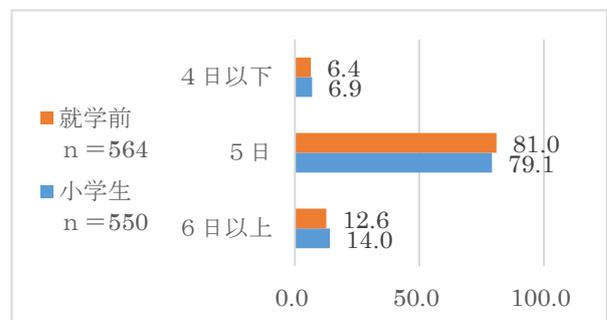
⇒母親の出勤時間は「7時台」と「8時台」が多く、この2つを合わせた『7～8時台』が就学前児童では 87.9%、小学生で 86.2%となっています。また、母親の帰宅時間は「18～19時台」が多くなっており、就学前児童、小学生ともに 54.2%となっています。

▼就労している母親が増加していることや出勤・帰宅時間を勘案すると、定期的な教育・保育事業において平日の7時台～19時台まで預けられる体制の維持、さらに就労日数を勘案し、土曜日にも預けられる体制を確保していくことが引き続き重要です。

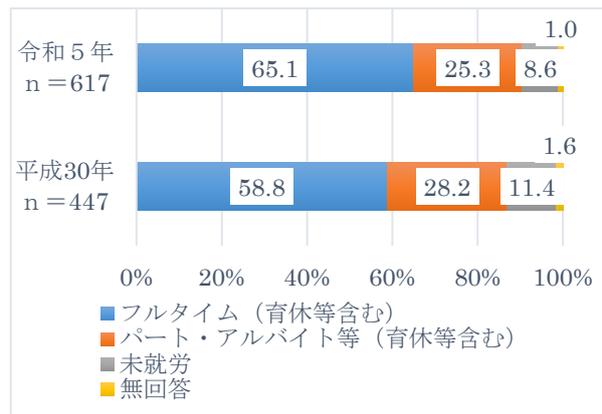
【母親の就労状況（就学前・一部合算）】



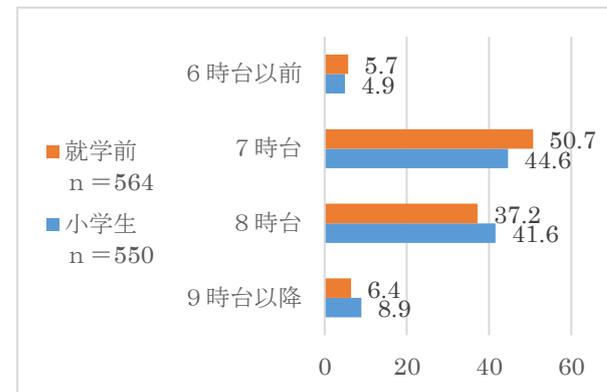
【母親の就労日数（一部合算・抜粋）】



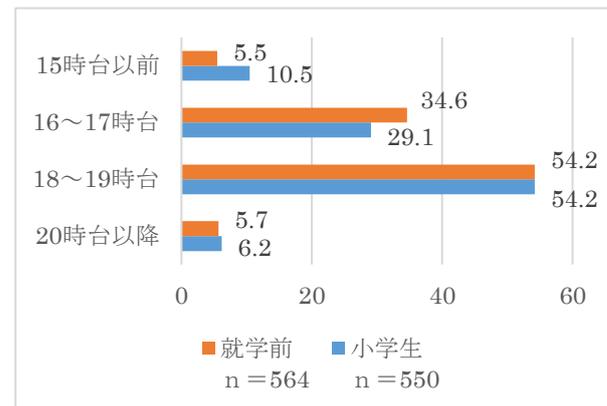
【母親の就労状況（小学生・一部合算）】



【母親の出勤時間（一部合算・抜粋）】



【母親の帰宅時間（一部合算・抜粋）】



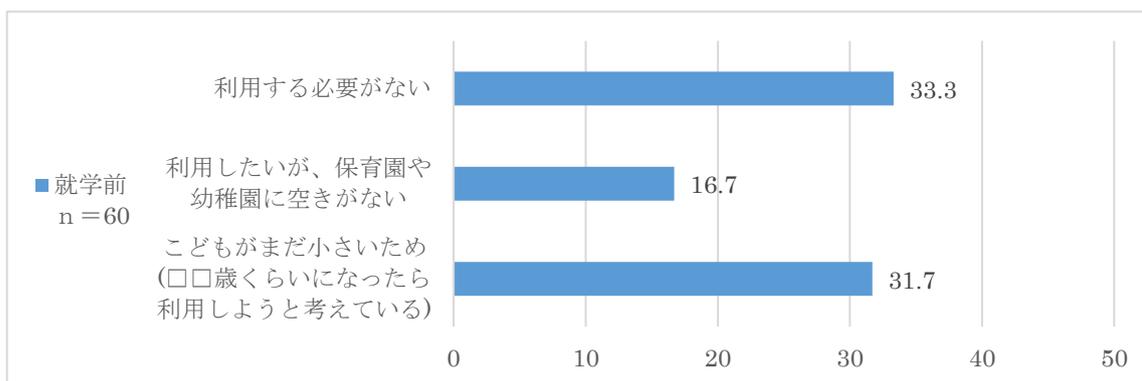
(5) 定期的な教育・保育事業の利用について

平日の定期的な教育・保育事業を「利用している」家庭は 90.0%となっており、「利用していない」家庭は 9.3%となっています。

【平日の定期的な教育・保育事業の利用状況】



【未利用者の利用していない理由（抜粋）】



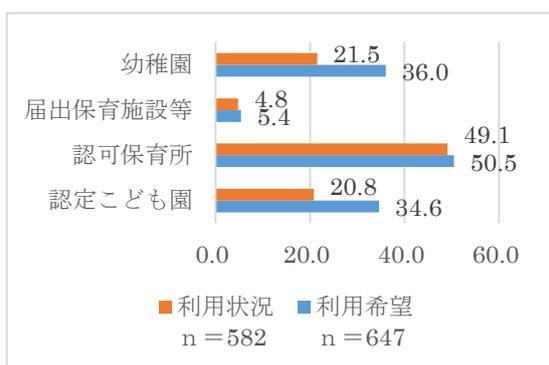
⇒未利用者の利用していない理由をみると、「利用する必要がある」(33.3%)と「子どもがまだ小さいため(□□歳くらいになったら利用しようと考えている)」(31.7%)が上位にあげられています。その一方で「利用したいが、保育園や幼稚園に空きがない」が 16.7%となっています。

▼事業の利用者だけでなく、未利用者を含めた保護者のニーズに合った教育・保育事業になるよう、年度途中の待機児童対策や環境整備等の取組が必要です。

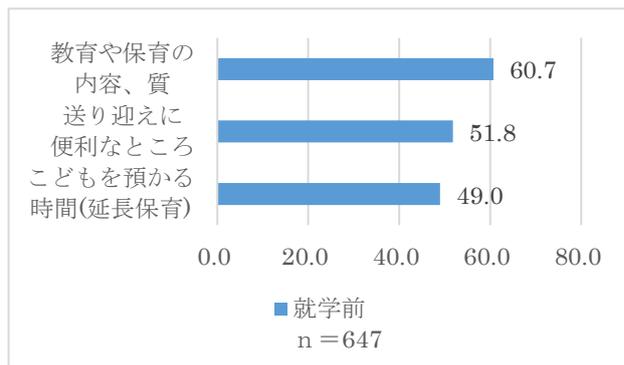
⇒利用中の定期的な教育・保育事業をみると、「認可保育所」が 49.1%、「幼稚園」が 21.5%、「認定子ども園」が 20.8%となっており、今後利用したい定期的な教育・保育事業をみると、「認可保育所」が 50.5%、「幼稚園」が 36.0%、「認定子ども園」(*9)が 34.6%、「幼稚園の預かり保育」が 18.2%となっています。

⇒保育所や幼稚園を選ぶ際に重視することをみると、「教育や保育の内容、質」が 60.7%、「送り迎えに便利なところ」が 51.8%、「子どもを預かる時間(延長保育)」が 49.0%となっており、この3つが上位にあげられています。

【定期的な教育・保育事業等の利用状況・利用意向（抜粋）】



【教育・保育事業を選ぶ際に重視すること（抜粋）】

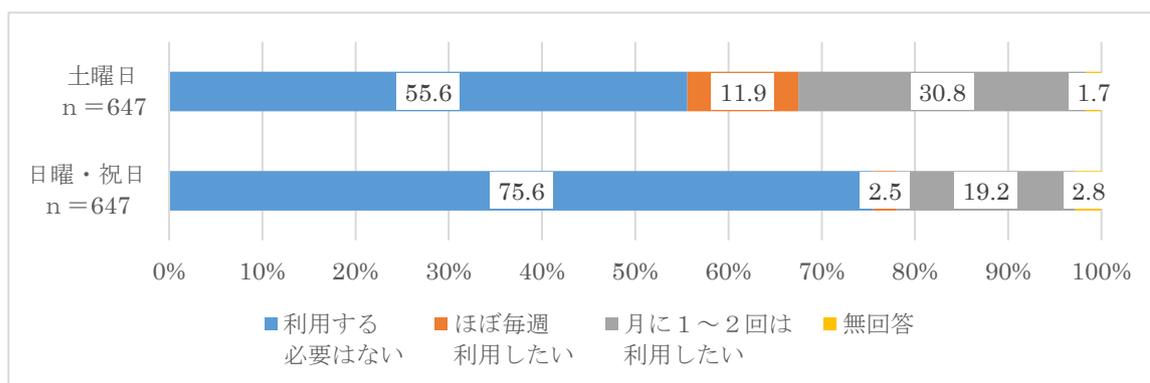


⇒土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせた『利用したい』は、土曜日が 42.7%、日曜・祝日は 21.7%となっています。

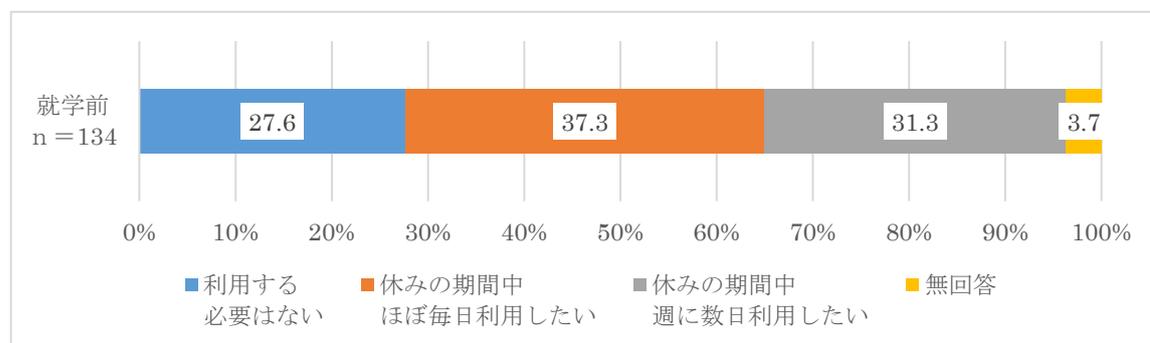
⇒幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望をみると、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」と「休みの期間中、週に数日利用したい」を合わせた『休みの期間中も利用したい』は 68.6%を占めています。

▼平日の定期的な教育・保育事業の潜在的なニーズや土曜日・日曜日・祝日、長期休暇中等、利用者の多様なニーズに対応できるよう、適切な量の見込の設定及びそれに基づいた職員確保を含めた各種事業の実施体制整備と質の向上等が求められています。

【土・日・祝日の利用希望】



【幼稚園利用者の長期休暇中の利用希望】



(6) 放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方で「放課後児童クラブ(学童保育)」の利用希望をみると、小学校低学年時は、就学前児童で 57.8%、小学生で 51.4%となっており、小学校高学年時は、就学前児童で 34.3%、小学生で 29.7%となっています。

⇒小学校低学年時の希望と小学校高学年時の希望を比べると、「放課後児童クラブ」の利用希望は減少しており、「自宅」や「塾や習い事」の希望が増加しています。

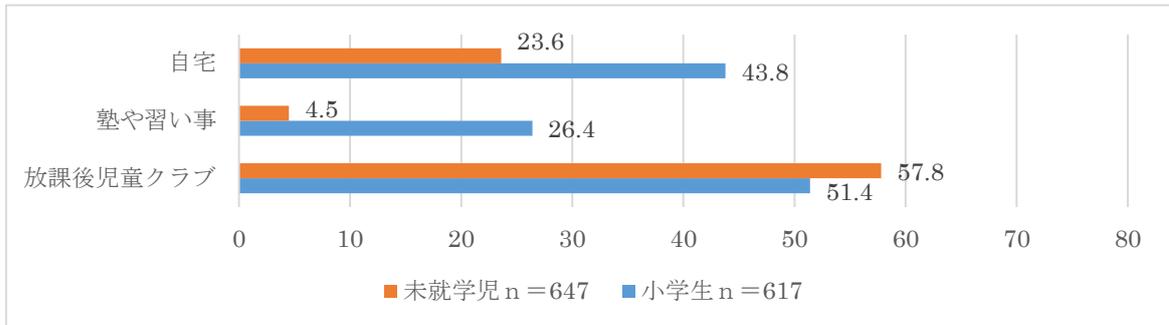
⇒放課後児童クラブの土曜日の利用希望をみると、「低学年の間は利用したい」と「高学年になっても利用したい」を合わせた『利用したい』は、就学前児童で 41.8%、小学生で 33.1%となっています。また、長期休暇中の利用希望をみると、『利用したい』は就学前児童で 67.5%、小学生で 58.1%となっています。

⇒放課後児童クラブ(学童保育)利用者の満足度をみると、「満足」と「やや満足」を合わせた『満足している』は 50.5%となっており、平成 30 年の調査と比較すると、1.0%増加し

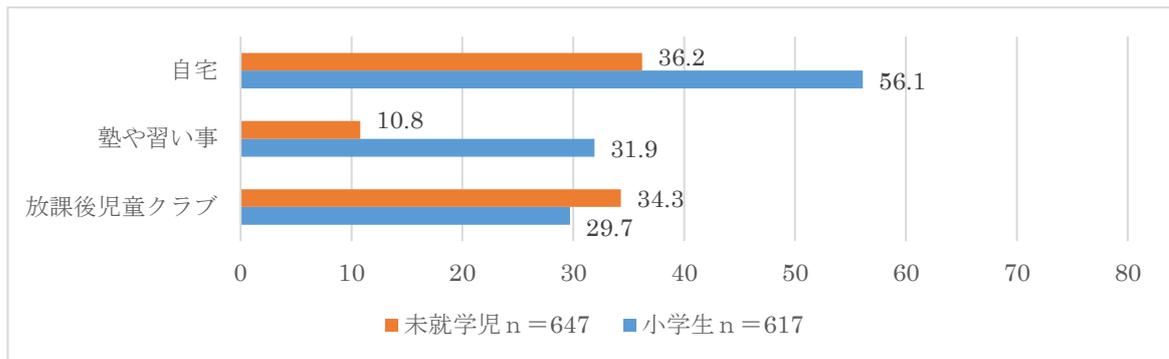
ています。また、「不満」と「やや不満」を合わせた『不満である』は 17.5%となっており、前回調査と比較すると 3.8%の減少となっています。

▼子どもが放課後を過ごす場所として、放課後児童クラブは低学年時に大きな役割を担っています。今後も子どもの成長と保護者の仕事との両立につながる事業として、利用者のニーズを反映し、施設整備や事業内容の改善を図り、充実していくことが求められます。

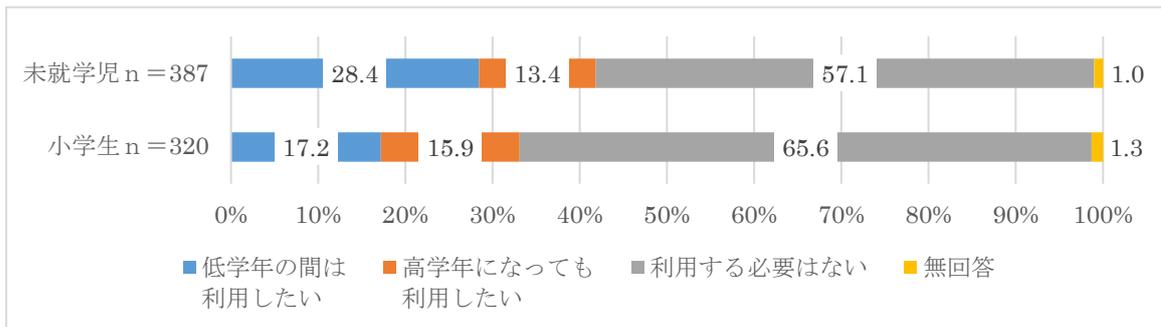
【放課後の過ごし方（低学年時・抜粋）】



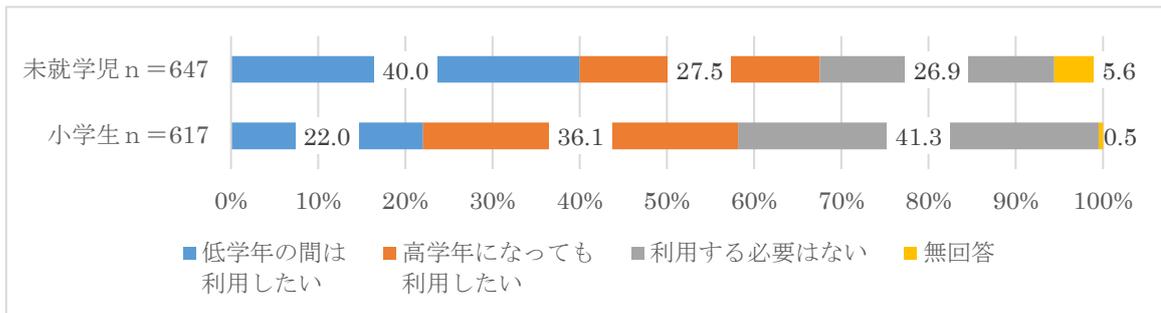
【放課後の過ごし方（高学年時・抜粋）】



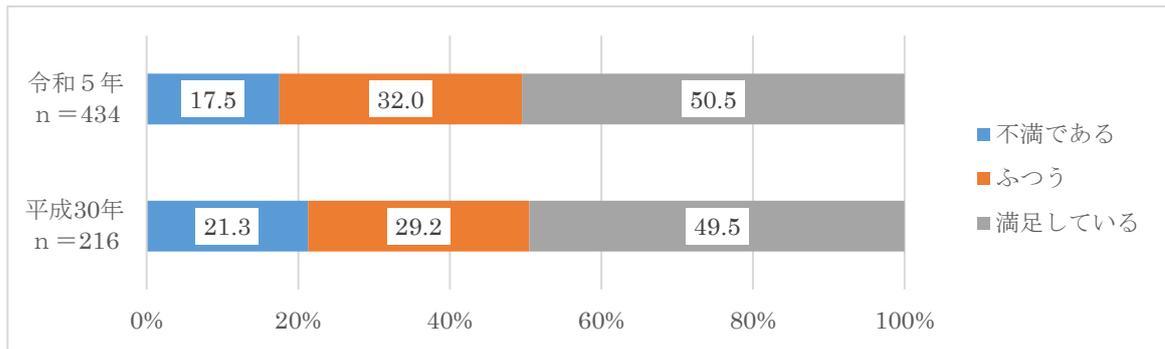
【土曜日の利用希望】



【長期休暇中の利用希望】



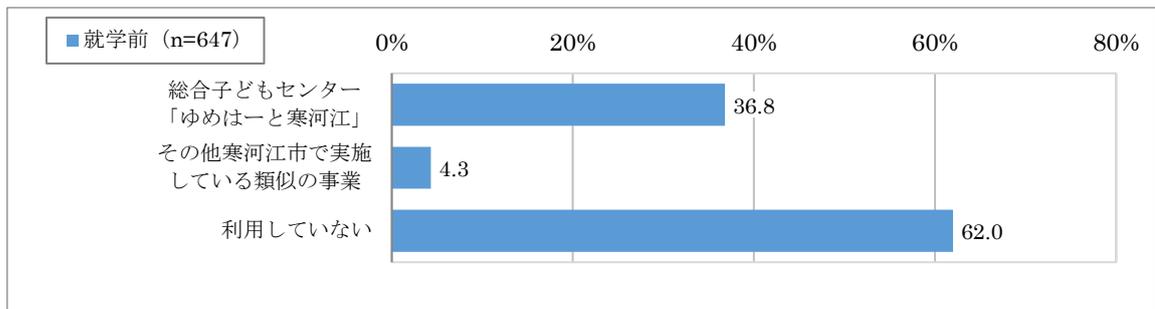
【放課後児童クラブ利用者の満足度（一部合算）】



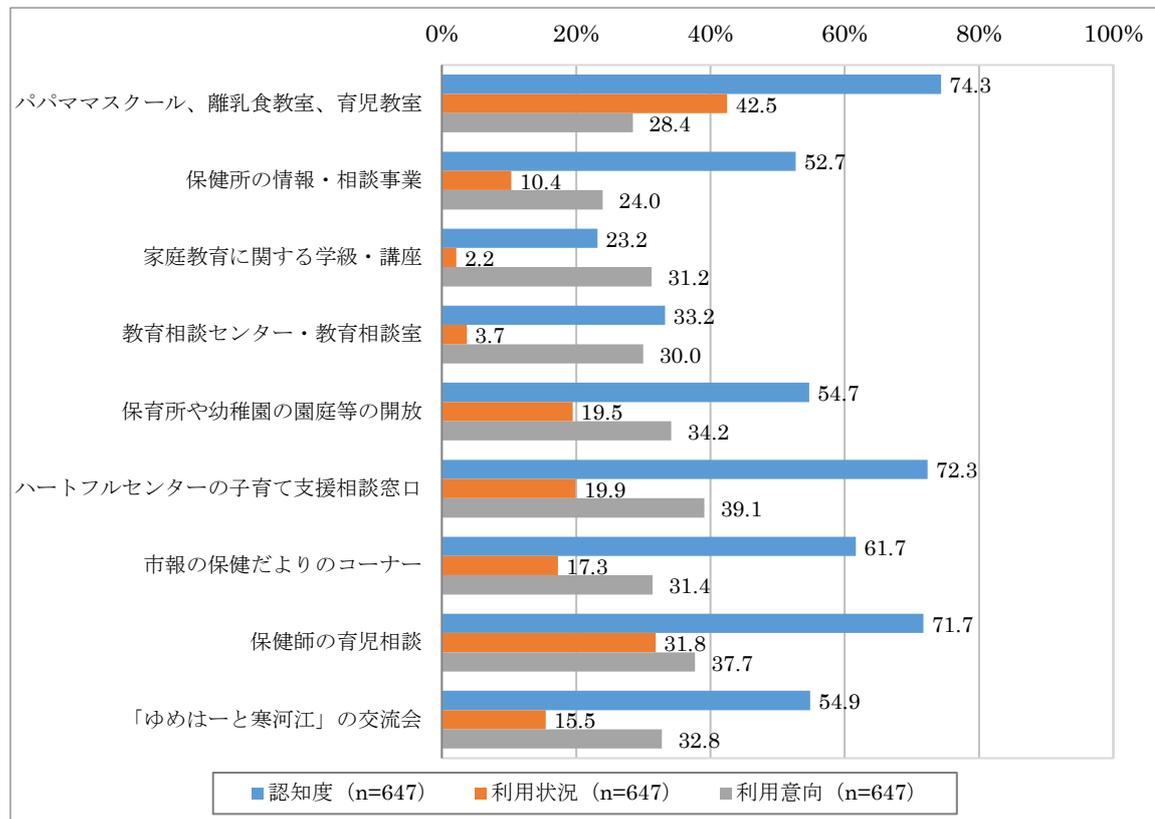
(7) 地域の子育て支援拠点事業について

地域の子育て支援拠点事業の利用状況をみると、「総合子どもセンター『ゆめはーと寒河江』」は36.8%となっていますが、その一方で「利用していない」が62.0%を占めています。

【地域の子育て支援拠点事業の利用状況】



【子育て支援事業の認知度・利用状況・利用意向】



⇒子育て支援事業の認知度をみると、「パパママスクール、離乳食教室、育児教室」が74.3%となっているのを始め、多くの事業が6割以上の認知度となっています。一方、認知度が低い事業として、「家庭教育に関する学級・講座」が23.2%、「教育相談センター・教育相談室」が33.2%となっています。

⇒利用している事業については、どの事業も50%を下回っており、認知度の高さが利用に結びついていない状況といえます。

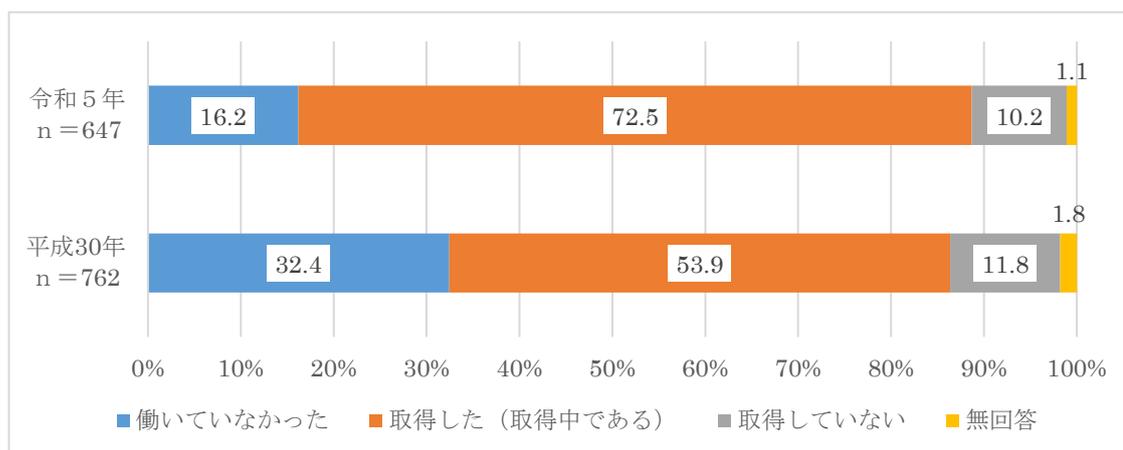
⇒今後の利用意向については、どの事業も3割程度となっています。

▼今後に向けては、認知度が低い事業は周知・啓発に取り組み、認知度向上に努める必要があります。また、認知度を実際の利用に結びつけていくため、事業の実施状況や内容について利用者ニーズを踏まえた検討を行い、利用したいと思っただけの事業を構築していくことが大切です。

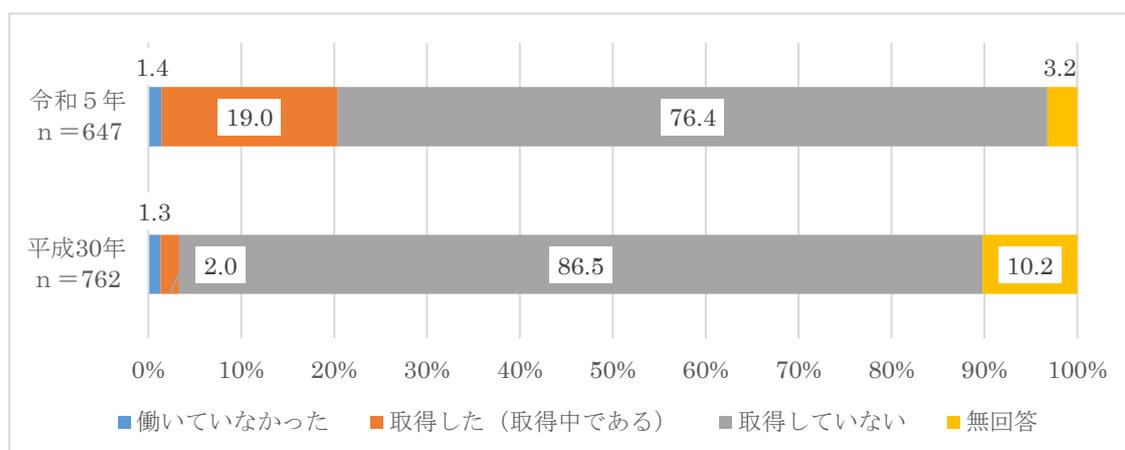
(8) 育児休業制度について

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した(取得中である)」は母親で72.5%、父親が19.0%となっています。一方、「取得していない」は母親で10.2%、父親が76.4%となっています。

【母親の育児休業制度の利用状況】

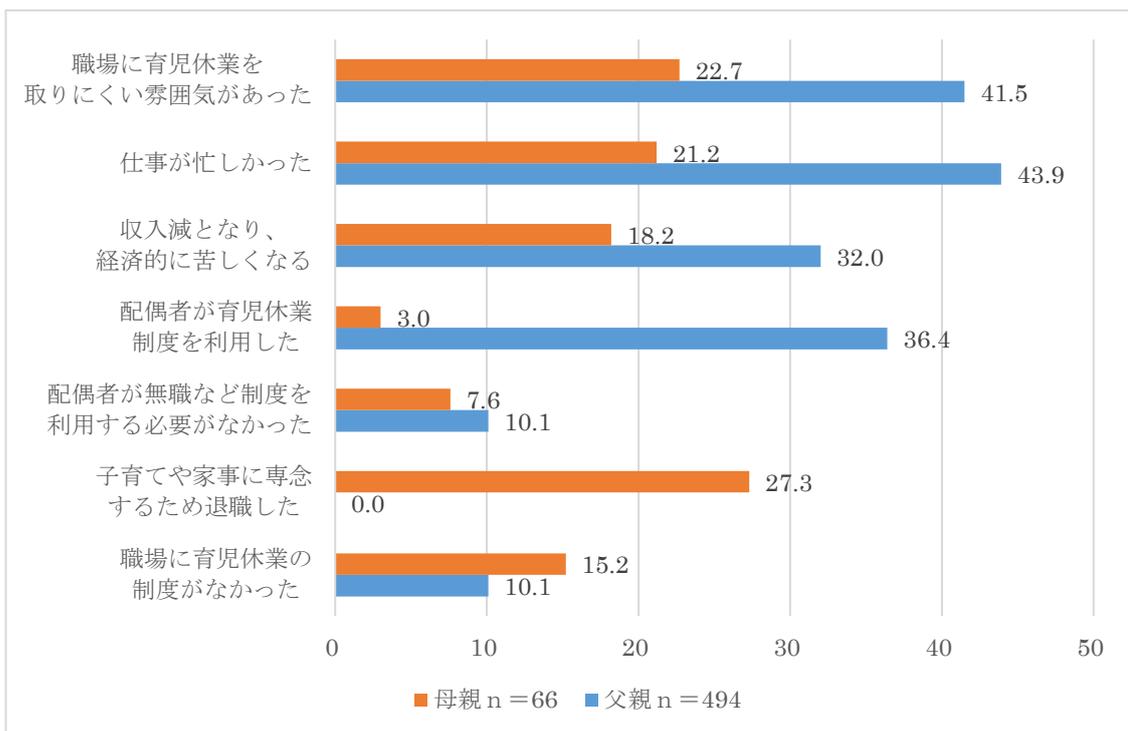


【父親の育児休業制度の利用状況】

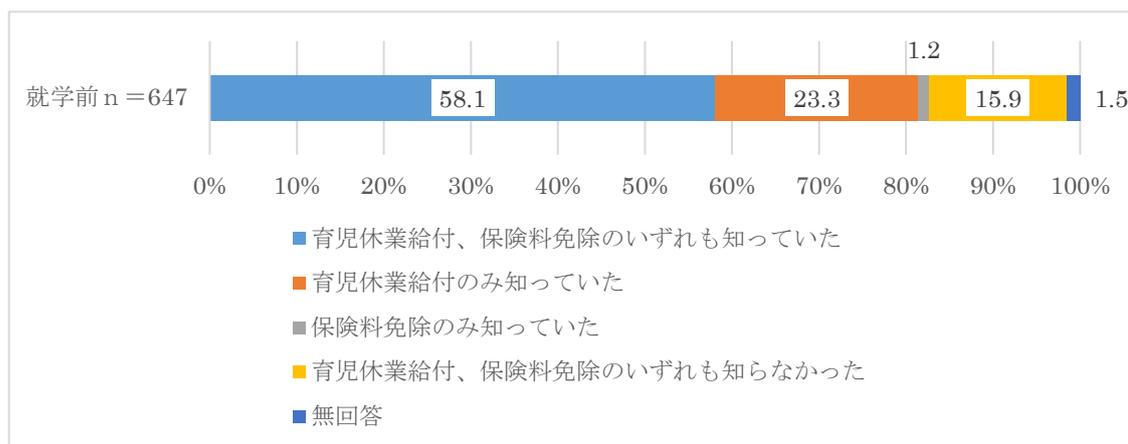


⇒育児休業を「取得した(取得中である)」割合は、平成30年の調査と比較すると母親が18.6%、父親が17.0%増加しています。

【育児休業を取得していない理由】



【支援制度の認知状況】



⇒育児休業を取得していない理由をみると、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」等が上位にあげられており、父親では「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「配偶者が育児休業制度を利用した」等が上位にあげられています。

⇒育児休業給付と社会保険料免除の仕組みの認知状況をみると、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が 58.1%となっているのに対して、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」は 15.9%となっています。

▼**育児休業の取得率は向上してきておりますので、安心して出産・子育てができるよう、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に関する周知・啓発に努めるとともに、経済的な不安を解消するための公的支援制度についても周知を図っていくことが重要です。**また、育児休業から復帰しやすくなるよう教育・保育事業の受入体制の整備を図ることや、父親の育児休業取得期間の拡大や育児参加を促進していくことも重要です。

3. 事業者アンケートからみる現状

3-1. 事業の問題点・課題と取組

(1) こどもに関する問題点・課題と取組

個別に支援を必要とするこどもの増加について、多くの事業者から課題として挙げられ、必要に応じて人員を配置する等の対策が採られておりますが、保護者との関わりに難しさを感じている意見が寄せられております。また、共働き世帯の増加や子育てに関する考え方の変化など、家庭における子育てを心配する意見が増えております。

家庭、教育・保育施設、寒河江市こども家庭センター等の関係機関で情報を共有し、全体で子育てを支援していく新たなスタイルへの対応が求められています。

(2) 研修等の人材育成に関する問題点・課題と取組

職員数に余裕がある事業者は少なく、通常業務と研修の両立に苦心している事例が増加しています。保育の質の向上のためには、研修等による人材の育成が必要ですが、育成に要する時間の確保が課題となっています。また、職員全員での研修が望まれています。現実的には難しいため、研修を受けた職員による情報共有等で、研修内容の浸透を図る等の工夫がみられます。

インターネットを活用した研修等が浸透してきておりますが、業務に支障をきたさない研修方法や情報共有についての支援等、新たな取組が必要だと考えられます。

(3) 職員の福利厚生や待遇に関する問題点・課題と取組

人員確保の問題は多くの事業所で課題と挙げており、保育士等に対する給与等の処遇改善は少しずつ進んでおりますが、都市部との格差が大きく、地元で就職を希望する学生等が減少しています。各事業者において、処遇の改善や働きやすい職場環境づくりに向けて、短時間勤務など多様な働き方を導入するなどの取組を進めていますが、人員確保に向けて、より積極的な支援が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、保育士同士の交流などが十分に行えなくなり、面談等で意見を吸い上げる努力をしておりますが、離職の増加等を予防する取組を検討していくことが望まれます。

(4) 事業運営に関する問題点・課題と取組

前述したとおり、人員確保の問題が多くの事業所で指摘されています。保育士の配置基準の見直しにより、保育環境の維持のため、さらに現場に対する負担が増している状況です。

こども、研修、職場環境等すべてに関わる問題として、人員の不足が根底にあり、人員の確保は最も重要な課題だといえます。市報への掲載など新たな取組も進めておりますが、ハローワークや知り合いからの紹介等で採用を行い、有資格者の応募がない場合には研

修を受講した子育て支援員の活用などで対応されています。

3-2. 事業を実施する際の連携・協働

支援を必要とするこどもの増加に伴い、相談支援事業所や児童発達支援施設との連携が増えています。

保育施設等内、保護者そして連携施設と適切に情報を共有し、構築した信頼関係に基づき、こどもの成長につながる取組を進めていくことが重要となっています。

また、事業を実施する際の連携・協働については、保育施設等では体験することが難しい体験学習や行事等を地域の団体や施設等の利用を通じて行われています。

保育施設等の目標等の情報を共有し、地域の団体等との連携が円滑に進むよう、広報活動を中心とする情報提供等で引き続き、支援していく必要があります。

3-3. 市の子育て支援について

市の子育て支援について、有効・効果的と感じている取組としては、保育料や副食費の無償化、医療費の無料化に加え、臨床心理士と保健師による巡回相談が多くあげられています。

その他、有効・効果的と感じている取組としては、通常保育以外の各種サービスが、それぞれ効果的な取組であるとされています。

<有効・効果的と感じている取組>

- | | | |
|-------------------------|----------|------------|
| ○保育料の無償化 | ○副食費の無償化 | ○医療費の無料化 |
| ○病児・病後児保育 | ○研修への支援 | |
| ○ファミリー・サポート・センター事業(*11) | | ○屋内遊戯施設の整備 |
| ○巡回相談 | ○各種健診の充実 | ○相談機能の充実 |

今後取り組んでもらいたいこととしては、支援を必要とするこどもへの相談体制の充実、不足する保育士等の確保や働きやすい職場づくりに向けた支援策、病後児保育の受入枠の拡大の意見が見られました。

また、保育施設等を利用していない保護者への支援との意見もあり、「こども誰でも通園制度」など、保護者の休息につながる取組が必要であると考えられます。

4. 第2期計画の振り返り

基本目標1 こどもが健やかに育つまちづくり

こどもが健やかに育つまちづくりとして、妊産婦への支援を通じて安心してこどもを産み育てられる環境の構築に努めるとともに、様々な状況にある、こどもの成長・発達に向けた相談・情報提供等の支援や保護者等への子育て知識の周知啓発等に努めてきました。

今後に向けては、様々な環境整備や相談・情報提供、関係機関等との連携強化等を通じて、母子保健や育児に関する困難・不安の解消等、こどもの健やかな成長につながる支援をより一層推進していくことが重要です。

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

子育てと仕事の両立支援のまちづくりとして、市立保育所の認定こども園への移行に伴う新施設建設や地域型保育施設の整備等、教育・保育の充実を図ってきました。また、地域子ども・子育て支援事業として、関係機関・団体等と連携・協働して様々な事業を展開してきました。

今後に向けては、利用の多いサービスについては、多様なニーズに対応できる体制づくり等が重要となる一方で、利用が少ないサービスについては、周知啓発による認知度向上に取り組むだけでなく、利用者のニーズに合った事業の見直し等が重要となります。

基本目標3 子育てを地域全体で支えるまちづくり

子育てを地域全体で支えるまちづくりとして、相談体制の充実や多様な状況のこども・家庭への支援の充実、遊び場・交流の場の整備やこどもの安全確保等に努めてきました。その結果、様々な関係機関や団体等との連携強化が図られることで適切な支援が実施されるとともに、高校3年生までの医療費無料化、小中学校給食費の無償化、保育施設等の副食費の無償化等の経済的な支援や屋内型児童遊戯施設の整備、安全・防犯対策等が実施されてきました。

今後に向けては、評価の高いサービスを継続していくことに加えて、寒河江市こども家庭センターを核として関係機関・団体等との連携の更なる強化や職員体制の強化及び質の向上等に努めていくことが大切です。

5. 本市のこども・子育てについて

●社会情勢の変化への対応

本市では人口減少及び少子高齢化が続いており、今後もこうした傾向が続くことが予想され、こどもの人口も減少が続くと見込まれます。また、年々、ひとり親世帯も増加してきており、こども・子育てに対するニーズは、より多様化していくものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、多様なニーズに応えられる子育て支援を実施していけるよう、国や県の支援制度を活用しながら、庁内及び関係機関・団体、事業者等との情報共有体制や連携の強化に努めていくことが重要です。

●情報提供・相談体制の充実

本市における子ども・子育て支援は多種多様な取組が展開されています。保護者が必要とする支援を適切なタイミングで受けることができるよう、子育て支援アプリの活用など様々な子育て支援の取組に関する情報提供体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知・啓発や気軽に相談できる体制づくりに努めていくことが大切です。

●多様なニーズに対応できる保育・教育環境の整備・充実

本市では就労している母親が増加しており、長時間及び土曜日・日曜日等の保育・教育ニーズが低くありません。また、3歳以上児の幼児教育・保育の無償化に加え、県の事業に市独自の加算を行い、3歳未満児の費用負担を軽減していることから、潜在的な需要の掘り起こしが想定されるため、利用希望者がこれまで以上に増加することも考えられます。さらに、新・放課後子ども総合プランへの対応に加え、寒河江市学校施設整備計画に基づく放課後児童クラブ等の検討も必要です。これらのことを踏まえ、保護者の多様なニーズに対応できる保育・教育環境を整備していくことが求められています。

保育・教育環境の整備に際しては、サービスを提供する事業所の人材確保や処遇改善、質の向上も重要であることから、人材の確保・育成等に対する支援の充実を図ることも大切です。

●就労している保護者への支援の充実

女性の労働力率は年々上昇しており、これまで見られていた“25～39歳”の「未婚」と「有配偶」の差が少なくなり、結婚に対する価値観の多様化が進んでいる状況がうかがえます。

また、育児休業を取得した母親、父親の割合は大きく増加しているものの、依然として、育児休業の制度がない又は取りにくいといった声もあげられています。

ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の考え方を踏まえて、保護者が多様な働き方を選択でき、子育てと仕事の両立ができる環境となるよう、企業等に働きかけることが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

子ども・子育て支援は、次代を担う子どもたちの成長と子育てを社会全体で支援し、社会を構成する一人ひとりが子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めることで、安定した家庭を築き、安心して子どもを産み育て、子どもの成長に喜びを感じることができ、親も子も心身ともに健やかに成長できる社会の実現を目指しています。

本市は、「さがえっこすくすく宣言」に基づいて、「みんなが手を取り合い、社会全体で子育てを支えるまち」を目指して、様々な取組を実施してきています。

本計画の上位計画である「新第6次寒河江市振興計画」においても、基本政策の一つとして「こどもがすくすくと育つまち」を掲げて、さがえっこが元気で大きな夢を持ち実現できるまちを目指しています。また、第1期及び第2期計画においても、「さがえっこすくすく宣言」の具現化を目指して、様々な取組を推進してきました。

こうした考え方や取組を継承し、本計画では第1期及び第2期計画の基本理念「安心して子どもを産み育てられ、こどもがすくすくと育つまち寒河江」を引き継いで、保護者や家庭が子育てについて愛情をもって主体的な責任を果たし、子育ての権利を享受することができるよう、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげる等、子育てを地域全体で支えるまちづくりを通じて、保護者が安心して子どもを産み育てられ、すべてのこどもが健やかにすくすくと育つ環境づくりを推進します。

そして、親としての自覚と責任感を高められるよう支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるとともに、より良い親子関係を形成することができるような支援や仕事と育児の両立支援、地域でこどもや子育てを見守り支えあうこと等を通じて「さがえっこすくすく宣言」の具現化を目指して、引き続き取り組んでいきます。

安心して子どもを産み育てられ、
こどもがすくすくと育つまち寒河江

2. 基本目標

基本目標1. こどもが健やかに育つまちづくり

安心してこどもを産み、健やかに育てられるよう、妊娠・出産・育児にわたる切れ目のない支援を行うとともに、子育てに関する学習機会の充実を図ります。また、すべてのこどもの心身ともに健やかな成長・発達のための支援の充実に努めます。

基本目標2. 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

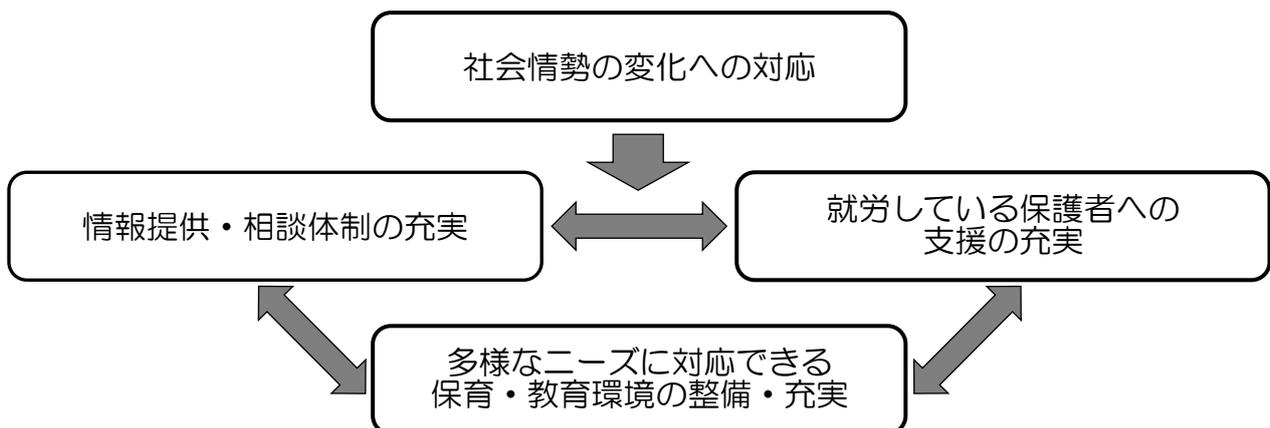
子育てをする保護者が柔軟な働き方を選択でき、安心して就労できるよう、教育・保育の充実や地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。

基本目標3. 子育てを地域全体で支えるまちづくり

こどもと子育て家庭をめぐる問題は多様化しているため、そのニーズに合わせた適切な支援や負担の軽減を図り、こどもと子育て家庭を地域ぐるみで支える環境の整備に努めます。

重点的な取組項目

本市の現状やニーズ調査、第2期計画の取組評価等からみえた状況を踏まえ、本計画を推進していくうえで重点的に取り組むべき項目を設定します。



【重点的な取組項目1】積極的な情報発信

教育・保育事業では、こども・子育てに関する様々なサービスが提供されていることから、まずは、現行サービスや事業の認知度向上及び活用機会の拡大を目指して、様々な機会をとらえた積極的な情報発信に努めます。

【重点的な取組項目2】気軽に相談できる体制づくり

ライフスタイルの多様化等の社会情勢に対応していくためにも、利用者の声を積極的に聞き、問題点や対応策を考えていくことが重要になります。また、相談でのコミュニケーションは、子育ての悩みや不安の軽減、サービス利用の促進にもつながっていくため、多様な利用者との接点を活用して、気軽に相談できる体制づくりを推進します。

【重点的な取組項目3】子育てに関わる人材の確保と育成

子育て支援サービスの提供や利用者とのコミュニケーションには、専門的な知識や経験を持つ人材が欠かせません。そのため、教育・保育環境の整備には人材が重要であるとの認識に立ち、各関係機関との連携のもと、幅広い人材の確保と十分な育成による質の向上に努めます。

3. 施策の体系

【基本理念】安心して子どもを産み育てられ、子どもがすくすくと育つまち寒河江

基本目標1. 子どもが健やかに育つまちづくり

1. 妊娠前からの切れ目のない支援
2. こどもの健やかな成長・発達への支援
3. 子育てに関する学習機会の充実

基本目標2. 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

1. 幼児期の教育・保育提供区域の設定
2. 教育・保育給付の充実
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

基本目標3. 子育てを地域全体で支えるまちづくり

1. 子育てに関する相談体制の充実
2. 児童虐待の防止
3. ひとり親家庭支援の充実
4. 障がいのある子どもへの支援の充実
5. 子育て世帯への支援充実
6. ワーク・ライフ・バランスの確保
7. 遊び場、交流の場の活用・整備
8. こどもの安全確保

第4章 施策の展開

基本目標 1. こどもが健やかに育つまちづくり

1. 妊娠前からの切れ目のない支援

1-1. 思春期を対象とする事業

【取組内容】

高校生が、乳児やその親とふれあい命の尊さを実感することにより、父性や母性を養い、将来の望まれた妊娠・出産につなぐため、母子保健事業等に合わせた「赤ちゃんふれあい体験事業」を実施するとともに、県の類似主旨の事業との連携により、命・性の問題や生活習慣病予防・食習慣等について健康教育を推進しています。

【今後の方向性】

「赤ちゃんふれあい体験事業」の実施に当たっては、今後も引き続き実施高校との連携を図り、充実した内容にしていくよう努めます。

また、こどもが思春期における身体の変化や健康を意識しながら成長していくことが大切であり、生活習慣病の予防や食習慣、10代における命・性の問題等に関して、庁内の健康部門だけでなく、県事業、小中学校や高校の学校保健委員会や養護教諭との連携・情報共有に努め、健康の知識の普及を図ります。

【思春期を対象とする事業の実績値と計画値】

	令和5年度	令和11年度
赤ちゃんふれあい体験学習事業	未実施	実施
学校保健委員会に参加する数	市内小中学校 12校	継続

※赤ちゃんふれあい体験学習事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

1-2. 妊娠を支援する事業（さがえこうのとり応援事業）

【取組内容】

不妊治療については令和4年4月から保険適用になり、経済的負担が緩和されていますが、生殖補助医療（体外受精・顕微授精等）においては診療報酬額が大きいことため保険適用後もなお本人負担が大きいことから不妊治療のうち生殖補助医療を受けている夫婦に対し、保険適用後もなお、本人負担額の大きい治療費に対する一部助成を行っています。また、治療効果を高めるために治療の一環で行われる先進医療は、保険適用にならず全額本人負担になるため経済的負担が大きいことから、一部助成を行っています。

平成31年度から実施している不育症治療の一部助成についても引き続き実施し、併せて子どもを持ちたいと希望する夫婦の経済的負担の軽減に努めています。

【さがえこうのとり応援事業の実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定不妊治療	40 件	41 件	0 件	
一般不妊治療	14 件	13 件		
不育症	1 件	1 件	2 件	3 件
生殖補助医療				18 件
先進医療				17 件

【今後の方向性】

さがえこうのとり応援事業については、これまでと同様に実施していきます。

1－3. 妊産婦を支援する事業

(1) 妊婦健康診査（*12）事業

【取組内容】

妊婦健康診査については、母子保健法上、望ましい受診回数は 14 回とされており、本市においても一般健康診査を 14 回に増やし、さらに、子宮頸がん検診・HTLV-1 抗体検査・性器クラミジア抗原検査・超音波検査を追加して実施しています。また、県外の医療機関受診者に対しても償還払いで対応する等、受診しやすい環境づくりに努めています。

平成 30 年度からは妊婦歯科健診を実施し、妊娠期から歯・口腔の健康についての意識付けを行っています。

【妊婦健康診査事業の実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診者数	4,892 人	5,143 人	4,927 人	4,496 人

※年間延べ受診者数

【今後の方向性】

今後も引き続き、母子健康手帳交付時等に妊婦健診の必要性及び適正な時期について、あらゆる機会をとらえて周知・啓発に努めていきます。また、妊婦の健康の保持・増進を図るため、健康状態の把握、保健指導を実施するとともに、必要な医学的検査を適時実施します。

また、産後健診については現在医療機関にて産後2週間健診および産後1か月健診等を実施し、必要時に連携し支援対応を行っておりますが、今後は委託等の実施について検討を行い、医療機関との連携のもと産後うつ等の不調の早期発見対応ができるように努めます。

【妊婦健康診査の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	3,080人	3,080人	2,940人	2,940人	2,940人
提供体制	3,080人	3,080人	2,940人	2,940人	2,940人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

※年間延べ利用人数

(2) 妊婦等包括相談支援事業・産後ケア（*13）事業・健康相談・健康教育

【取組内容】

① 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から子育て期までの切れ目のない面談や継続的な情報発信を通じた伴走型支援と、給付金を支給する経済的支援と一体的に実施する事業です。総合的支援として実施してきた「寒河江型ネウボラ(イメージ図をP77に掲載)」とともに、妊産婦が抱える不安や悩みを解消し、安心して出産・子育てができるよう関係機関とも連携しながら本市独自の支援体制を展開します。

② 産後ケア事業

産後の心身の回復に不安のある産婦や、育児に不安のある産後4か月未満の乳児とその母親を対象に、育児手技や授乳指導等の支援を受けながら、心身の休養と育児不安や負担の軽減を図る目的で、市内外の産婦人科医療機関及び助産院の協力を得て、ショートステイ(宿泊)やデイサービス(日帰り)・母乳ケアを行っています。

【産後ケア事業の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(日帰り) サービス デイ	利用実人数	7人	4人	14人	38人
	利用延べ日数	10日	9日	44日	94日
(宿泊) ショート ステイ	利用実人数	4人	10人	5人	21人
	利用延べ泊数	22泊	40泊	12泊	62泊
提供体制		医療機関委託			

③ 健康相談

保健師等が母子健康手帳交付時や訪問指導・乳幼児健診受診時、来所相談・電話相

談等のあらゆる機会をとらえ、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母子の不安軽減に努めます。母子健康手帳交付時には、「母子健康手帳交付時アセスメント票」により家族状況や妊婦の既往歴、協力者の有無等の情報をアセスメントし、ハイリスク妊婦（＊14）を早期に発見し、妊娠・出産に係るサービスにつなぐ等の支援を行っています。妊娠後期には全員に対しアンケートを行い、希望者には助産師等による後期面談を実施し、出産・育児に向けた準備について助言等を行っています。

また、必要な場合には寒河江市こども家庭センターにおいて児童福祉との連携による要保護支援対策協議会による見守り支援等を行っています。

また、医療機関から毎月報告される妊婦健康診査受診票により、未受診者や指導の必要な妊婦を早期に発見し、訪問指導や受診勧奨に努めています。

【健康相談の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出者数		277人	240人	289人	225人
妊婦健康相談	総数	379人	397人	360人	494人
	経観対象者数	62人	33人	64人	55人

④ 健康教育（パパ・ママスクール、母乳育児準備講座等）

妊娠・出産・育児について夫婦で理解を深め知識を習得していくことが重要であることから、体験学習や助産師の講話等を取り入れた「パパ・ママスクール」を夫婦で参加しやすい休日に開催しています。また、子育て等に関する悩みを集団形式で同じ悩み等を有する母親同士からの相談に対応するため、産後のサロンを実施し地域でのつながりを持ちながら孤立感の解消を図るための支援を行っています。

母子健康手帳交付時や家庭訪問、乳幼児健康診査の場をとらえ、妊娠中・育児中の喫煙や受動喫煙の防止について、情報提供や保健指導を行い、その徹底に努めています。

【健康教育の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
パパ・ママスクール	開催回数	22回	26回	21回	16回
	延べ参加者数	140人	137人	146人	128人
準母乳育児準備講座	開催回数	4回	4回	4回	4回
	延べ参加者数	18人	9人	18人	10人

【今後の方向性】

妊婦等包括相談支援事業、健康相談、健康教育については、これまでと同様に実施していきます。

産後ケア事業については、妊娠・出産・育児に係る妊産婦の多様なニーズの増加により利用者数は増加傾向にあります。今後は、関係機関と連携のもとニーズを的確にとらえ事業メニューの増加や実施の拡充に努めます。

今後も妊娠・出産・育児に関する悩み等に対し、寒河江市こども家庭センターの保健師や助産師等が不安や悩みを傾聴し相談支援を行っていきます。その中で必要に応じて、関係機関との連絡調整や産後ケアサービスの情報提供と利用の手続き等、個々人に合った支援を妊娠期から子育て期まで切れ目なく継続して行い、安心して子どもを産み育てていける環境の整備に努めます。

【妊婦等包括相談支援事業の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	340回	340回	330回	330回	330回
提供体制	340回	340回	330回	330回	330回
過不足	0回	0回	0回	0回	0回

【産後ケア事業の年度別需要見込みと提供量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	短期入所型	36人	40人	40人	40人	40人
	通所型	140人	128人	128人	128人	128人
	居宅訪問型	0人	12人	12人	12人	12人
	合計	176人	180人	180人	180人	180人
提供体制	短期入所型	36人	40人	40人	40人	40人
	通所型	140人	128人	128人	128人	128人
	居宅訪問型	0人	12人	12人	12人	12人
	合計	176人	180人	180人	180人	180人
過不足		0人	0人	0人	0人	0人

※年間延べ利用人数

2. こどもの健やかな成長・発達への支援

2-1. 乳幼児を支援する事業

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（*15）

【取組内容】

乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する相談支援・育児に関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適宜適切なサービスの提供に結びつける等の支援を行っています。

【乳児家庭全戸訪問事業の実績値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問人数	258人	281人	256人	245人

【今後の方向性】

今後も引き続き、保健師等による新生児訪問事業の一環として実施します。子育て支援に関する情報提供を行うとともに養育環境を把握し、必要に応じて関係機関での早期対応につながるよう体制の整備を進めます。

【乳児家庭全戸訪問事業の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	245人	240人	235人	230人	230人
提供体制	245人	240人	235人	230人	230人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

※年間訪問予定人数

(2) 養育支援訪問事業（*16）

【取組内容】

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業等から、養育支援を特に必要とする家庭の児童及びその養育者に対し、訪問支援によって、養育に関する専門的な相談・助言等を行っています。出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行っています。

【養育支援訪問事業の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問 件数	実人数	105人	52人	31人	16人
	延べ人数	204人	114人	54人	89人

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業との密接な連携のもと、子育て支援ネットワーク(要保護児童対策地域協議会(*17))の実務者会議等を活用しながら、特定妊婦(*18)や要支援児童への適切な指導及び支援を行います。

【養育支援訪問事業の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
提供体制	30人	30人	30人	30人	30人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

※年間延べ人数

(3) 乳幼児健康診査・健康教育・健康相談

【取組内容】

① 乳幼児健康診査

こどもの疾病の早期発見及び発育発達の確認、育児不安の軽減等、育児支援を目的として、3か月児、9か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に実施しています。未受診児については、家庭訪問や来所相談等、個別支援の充実に努めています。

また、小児科医師・歯科医師・保健師・歯科衛生士・栄養士・臨床心理士等の専門スタッフを活用し、多角的な支援を行っています。

【乳幼児健康診査の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3 か 月 児 健 診	対象児数	292 人	280 人	261 人	267 人
	受診児数 (受診率)	286 人 (97.9%)	279 人 (99.6%)	257 人 (98.5%)	265 人 (99.3%)
9 か 月 児 健 診	対象児数	292 人	268 人	303 人	250 人
	受診児数 (受診率)	290 人 (99.3%)	266 人 (99.3%)	303 人 (100.0%)	244 人 (97.6%)
6 か 月 児 健 診	対象児数	311 人	295 人	292 人	271 人
	受診児数 (受診率)	311 人 (100.0%)	295 人 (100.0%)	292 人 (100.0%)	269 人 (99.3%)
3 歳 児 健 診	対象児数	307 人	304 人	331 人	306 人
	受診児数 (受診率)	306 人 (99.7%)	302 人 (99.3%)	330 人 (99.7%)	303 人 (99.0%)

②健康教育（育児教室）／健康相談（育児相談）

育児に関する不安や悩みの解消、親同士の交流や情報交換の場として、定期的な育児教室や育児相談を実施し、育児全般の知識の普及とともに、特に乳幼児期に大切な事故防止や感染症予防の知識の普及・充実に努めています。

健康相談では、電話や来所相談に随時対応するとともに、家庭訪問や健康診査等の機会をとらえ育児全般の知識の普及と相談窓口の情報提供及び周知を図っています。

【健康教育の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育 児 教 室	開催回数	5 回	11 回	15 回	12 回
	延べ参加者数	20 人	73 人	129 人	184 人
教 室 離 乳 食	開催回数	10 回	10 回	10 回	10 回
	延べ参加者数	107 人	110 人	80 人	76 人
セ ル フ 講 座 産 後 ケ ア	開催回数	5 回	10 回	10 回	12 回
	実参加者数	40 人	156 人	104 人	184 人

【健康教育／健康相談の実績値（ゆめはーと委託事業（育児関連））】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て相談	167人	140人	169人	224人
こども夏祭り	75人	91人	146人	442人
赤ちゃんの日	8組	17組	31組	36組
ベビープログラム（＊19）	11組	11組	13組	14組
子育て支援食育教室	52人(26組)	70人(33組)	69人(33組)	43人(20組)
人形劇・コンサート等	39人	78人	86人	115人
出前子育てサロン	37人(18組)	43人(19組)		

※年間延べ参加者数。出前子育てサロン実施団体が解散したため、令和4年度以降実績なし

【健康相談の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育児相談 保健師	開催回数	12回	11回	22回	36回
	延べ参加者数	81人	45人	59人	97人
相談 おやこ	開催回数	12回	15回	21回	23回
	延べ参加者数	24人	39人	51人	49人
電話相談・窓口相談 延べ人数		312人	870人	776人	737人

（4）子育て世帯訪問支援事業・親子関係形成支援事業

【取組内容】

①子育て世帯訪問支援事業

家事や育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に、訪問支援員（ホームヘルパー）が訪問し、家事や育児等の支援を行っています。本市では、令和6年度から寒河江市社会福祉協議会に委託して、実施しています。

②親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、こどもの心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を実施しています。

【今後の方向性】

①乳幼児健康診査

こどもの疾病の早期発見・発育発達の確認、育児不安の軽減を目的として、3か月児、9か月児、1歳6か月児及び3歳児を対象に更なる受診率の向上に努めます。また、未受診児については、家庭訪問や来所相談等、個別支援の充実に努めます。加えて、臨床心理士等、栄養士、保育士等の専門スタッフを活用し、多角的な支援を行っていきます。

就学前の発達障がい等に関する早期対応・早期支援及び就学準備にむけた情報提供の機会とすることを目的に、令和6年度より5歳児相談を実施していますが、令和7年度からは小児科診察を含めた5歳児健診に移行する予定としており、健診体制の充実に努めていきます。

平成31年度から、新生児聴覚検査助成事業を実施しており、今後も引き続き、軽度難聴児の早期発見・早期治療を図ることを目的として行っていきます。

②健康教育（育児教室）／健康相談（育児相談）

育児に関する不安や悩みの解消、親同士の交流や情報交換の場として、定期的な育児教室や育児相談を実施し、育児全般の知識の普及とともに、特に乳幼児期に大切な事故防止や感染症予防の知識について一層の普及・啓発に努めます。

ハートフルセンターの健康相談窓口では、電話や来所の相談に随時対応するとともに、「ゆめは一と寒河江」と連携し、保健師が必要に応じ相談支援を行います。また、家庭訪問や健康診査等の機会をとらえ、相談窓口の情報提供及び周知を図っていきます。

③子育て世帯訪問支援事業・親子関係形成支援事業

令和6年度から新たに取り組んでいる事業であり、ホームページや子育て支援アプリでの周知や各種健診や事業で声掛けを行い、支援を必要とする保護者の把握に努め、事業を実施していきます。

【子育て世帯訪問支援事業の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	110人	110人	110人	110人	110人
提供体制	110人	110人	110人	110人	110人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【親子関係形成支援事業の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	10人	10人	10人	10人	10人
提供体制	10人	10人	10人	10人	10人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【需要見込みの算定方法】

・令和6年度の実績を基に算定した数値を計上しています。

2-2. 発達支援（*20）を要するこどもに関する連携体制の充実

【取組内容】

乳幼児健康診査の結果、言語発達や多動等の行動面で経過観察が必要な幼児の増加、保育所や幼稚園においては、コミュニケーションがうまく取れず、集団生活が困難な幼児が増加しています。乳幼児健康診査時の公認心理士等の相談や健診結果を踏まえ、保健師による定期的な育児相談のほか、言語発達やコミュニケーションに課題がある幼児とその保護者を対象に、公認心理士による個別相談（おやこ相談）を実施しています。

就学前の発達障がい等に関する早期対応・早期支援及び就学準備にむけた情報提供の機会とすることを目的に、令和6年度より5歳児相談を実施しています。

また、寒河江市こども家庭センターを中心として保育所及び幼稚園等と連携し、支援方法等の情報共有を行い、必要に応じて園やこども家庭支援センター（*21）、相談支援事業所等と連携して療育支援に努めています。

なお、療育を必要とする乳幼児が、適切な時期に相談や発達検査、訓練が受けられるように専門機関等の相談窓口の周知を図り、療育に関する情報提供を行うとともに、児童相談所や療育訓練センター等の専門機関との連携強化を図っています。

【今後の方向性】

今後も、乳幼児健康診査の充実を図るとともに、言語発達やコミュニケーションに課題がある幼児とその保護者を対象とした公認心理士等による個別相談を実施していきます。（おやこ相談）

5歳児相談事業については、令和7年度から5歳児健診に移行予定としており、内容の充実とともに各保育施設等関係機関と連携のもと早期支援に努めてまいります。

また、保育所及び幼稚園等を訪問し、健康診査で経過観察が必要なこどもや園で気になるこどもの健康観察・情報交換を行い、園や子ども家庭支援センター、相談支援事業所等と連携して療育支援に努めます。療育を必要とする乳幼児が、適切に相談や発達検査、訓練が受けられるように専門機関等の相談窓口の周知を図り、療育に関する情報提供を行います。児童相談所や子ども医療療育センター等の専門機関との連携を強化していきます。

2-3. 歯科保健事業

【取組内容】

乳幼児期は歯口清掃や食習慣等の基本的歯科保健習慣を身につける時期として非常に重要であり、生涯を通じた歯の健康づくりに対する波及効果も高いことから、乳幼児健康診査事業に合わせ、歯科検診やむし歯予防に関する情報の提供・ブラッシング指導を行い、家庭において保護者等が効果的な歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう情報提供に努めています。加えて、1歳6か月児健診・2歳6か月児歯科検診・3歳児健診・歯科無料検診等で、希望者に対し、フッ素塗布の機会を提供しています。

また、妊娠期からむし歯予防の知識を普及啓発するために妊婦歯科健診の導入を図るとともに、母親だけでなく、こどもを取り巻く周囲の大人が歯の健康づくりの必要性を認識できるよう、祖父母学級や市報等を活用して普及啓発に努めています。

さらに、歯科医院での継続的なフッ素塗布を勧奨するため、1歳6か月健診時に1年間有効の無料フッ素塗布券を交付するとともに、むし歯予防の普及啓発に努めています。

【各乳幼児健診歯科検診の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
6 か 月 児 健 診	対象児数	311人	296人	292人	271人
	受診児数 (フッ素塗布実施率)	311人 (100.0%)	294人 (99.3%)	292人 (100.0%)	269人 (99.3%)
ピ カ ピ カ 2 歳 児 歯 科 検 診	対象児数	479人	209人	239人	289人
	受診児数 (フッ素塗布実施率)	371人 (77.5%)	171人 (81.8%)	238人 (99.6%)	289人 (100.0%)
3 歳 児 健 診	対象児数	307人	306人	331人	306人
	受診児数 (フッ素塗布実施率)	306人 (99.7%)	302人 (98.7%)	330人 (99.7%)	303人 (99.0%)

【今後の方向性】

妊娠期からむし歯予防に関する知識の普及啓発のために妊婦歯科健診を実施していますが、受診率が低いため、さらに受診勧奨を行っていきます。また、むし歯予防の知識の普及とブラッシング指導も引き続き行っていきます。

乳幼児期は歯口清掃や食習慣等の基本的な歯科保健習慣を身につける時期として非常に重要であり、生涯を通じた歯の健康づくりに対する波及効果も高いことから、乳幼児健康診査事業に合わせ、歯科検診・フッ素塗布・ブラッシング指導を行い、家庭において保護者等が効果的な歯と口腔の健康づくりに取り組めるよう情報提供に努めます。

また、継続的なフッ素塗布等のむし歯予防の普及啓発は、今後も引き続き実施してまいります。

2-4. 予防接種事業

【取組内容】

定期予防接種(*22)助成及び任意予防接種(*23)助成として、接種費用の全部又は一部を助成し、予防接種法に基づき、適正かつ安全に予防接種を実施しています。

【定期予防接種の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
四種混合	初回	858 件	860 件	711 件	657 件
	追加	294 件	301 件	251 件	252 件
二種混合	2期	318 件	293 件	319 件	304 件
麻しん・ 風しん 混合	1期	288 件	275 件	282 件	243 件
	2期	310 件	325 件	291 件	305 件
日本脳炎	1期初回	614 件	559 件	533 件	574 件
	追加	304 件	186 件	288 件	274 件
	2期	437 件	101 件	543 件	410 件
BCG		278 件	290 件	245 件	266 件
Hib		1,096 件	1,150 件	1,050 件	1,031 件
小児肺炎球菌		1,084 件	1,152 件	1,047 件	1,024 件
水痘		557 件	567 件	531 件	490 件
B型肝炎		809 件	828 件	763 件	770 件
子宮頸がんワクチン		94 件	271 件	688 件	951 件

※年間延べ接種件数。四種混合及びHibについては、令和5年度から五種混合に変更

【今後の方向性】

乳幼児健康診査等の機会を活用した個別勧奨のほか、各関係機関と連携を図りながら未接種者に接種勧奨を実施し、接種率の向上に努めます。

また、ワクチン開発等により、接種できる任意の予防接種が増えてきていることから、家庭訪問や乳幼児健康診査等の機会をとらえて情報の提供を行い、接種率の向上を図っていきます。

3. 子育てに関する学習機会の充実

3-1. 育児教室等の充実

【取組内容】

育児に対する不安を解消し、こどもの健やかな発育・発達、離乳食等の栄養について、正しい知識の、情報を提供するための育児教室、離乳食教室を開催しています。また、初めて祖父母になる方を対象に、最近の育児に関する情報提供や沐浴実習等を内容とした祖父母学級を開催しています。

また、令和3年度から導入した母子手帳アプリによる定期的な育児情報等の発信を行い、育児不安の軽減の一助となるよう努めています。

なお、育児教室については健康づくりから仲間づくりまで幅広い目的で実施していますが、仲間づくりを主たる目的とした事業については総合子どもセンター「ゆめは一と寒河江」で、それ以外の専門的な知識の普及を行う教室については行政で行う等、連携して効率的に実施しています。

【祖父母学級の実績値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学級 祖父母	開催回数				
	延べ参加者数				

※祖父母学級は、新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

【今後の方向性】

インターネットやSNS等で情報が氾濫し、簡単に知識を得る事ができる反面、誤った情報や有益でない情報などの採用による危険性もある中、正しく有益な情報を選択するための支援は重要です。育児教室等をこれまで同様に開催するとともに、母子手帳アプリ等での育児情報の発信を行い、育児の知識の啓蒙・啓発に努めてまいります。

育児教室等の開催日について、参加しやすい日時を参加者とともに考えながら、設定していくよう努めます。また、乳幼児訪問や健診の機会及びホームページ、母子手帳アプリ等を活用し、教室等の開催に関する周知徹底に努め、参加者の増加を図っていきます。

基本目標 2. 子育てと仕事の両立を支援するまちづくり

1. 幼児期の教育・保育提供区域（*24）の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「需要の見込み」及び「確保の方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、人口規模や交通事情及び各種サービスの利用状況等を踏まえ、市全域を一つの教育・保育提供区域と設定します。

2. 教育・保育給付の充実

2-1. 教育施設（幼稚園、認定こども園）

【取組内容】

私立幼稚園が1か所、認定こども園が5か所あり、各法人の教育理念に基づき、就学前の児童を対象とした特色ある学校教育が行われており、本市において重要な役割を担っています。各施設と連携しながら、教育の質の向上を図っています。

【教育施設の実績値と計画値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	教育施設	377人	366人	374人	369人	365人
	確認を受けない幼稚園	0人	1人	0人	0人	0人
	合計	377人	367人	374人	369人	365人
計画値	教育施設	450人	435人	435人	435人	435人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	450人	435人	435人	435人	435人

※各年度4月1日現在利用児童数

【今後の方向性】

幼児教育・保育の無償化が実施されたため、施設と連携しつつ、制度の適切な実施を支援していきます。また、認定こども園への移行希望があるときは、これを支援していきます。

【教育施設の年度別需要見込みと提供量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	1号認定(*25)	90人	88人	87人	85人	85人
	2号認定(*26)	191人	186人	184人	179人	180人
	合計	281人	274人	271人	264人	265人
提供体制	幼稚園・認定こども園	315人	309人	305人	299人	299人
	確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	315人	309人	305人	299人	299人
過不足		34人	35人	34人	35人	34人

※各年度4月1日現在利用児童数

【需要見込みの算定方法】

- ・需要の見込みについては、国の手引きを基に、令和5年に実施したニーズ調査の集計値から、世帯の就労状況と学校教育・保育の利用希望率を把握し、算定しています。
- ・各年度の需要見込み数は、各年4月1日の推計人口を使用し、施設利用希望率をかけて算定しました。

2-2. 保育施設（保育所、認定こども園、地域型保育事業（*28）、届出保育施設等）

【取組内容】

平成29年3月に策定した「寒河江市保育所整備計画」に基づき、指定管理者制度を導入している市立保育所の民間移管を進め、令和3年4月に市立みなみ保育所を「南部ひまわりこども園」に、令和4年4月に市立しばはし保育所を「柴橋おひさまこども園」に、令和7年4月に市立にしね保育所を「寒河江にしねこども園」として開所します。

また、令和7年4月から寒河江大谷幼稚園が認定こども園に移行しています。

その結果、保育施設は、市立保育所4か所と私立保育所4か所の合計8か所、認定こども園が5か所、地域型保育施設が3か所、届出保育施設等が3か所あります。

【保育施設の実績値と計画値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	保育所・認定こども園	1,006 人	1,018 人	1,009 人	1,001 人	985 人
	地域型保育	29 人	33 人	38 人	38 人	43 人
	届出保育施設等	39 人	21 人	48 人	37 人	33 人
	合計	1,074 人	1,072 人	1,095 人	1,076 人	1,061 人
計画値	保育所・認定こども園	1,003 人	988 人	988 人	988 人	988 人
	地域型保育	39 人				
	届出保育施設等	45 人				
	合計	1,087 人	1,072 人	1,072 人	1,072 人	1,072 人

※各年度4月1日現在利用児童数

【今後の方向性】

令和7年度に新施設を建設する、あおぞら保育園の施設整備を支援していきます。また、市内の保育需要を満たすため、新たな保育施設等の整備の協議が行われた場合は、寒河江市子ども・子育て支援推進会議の意見を聞き、決定してまいります。

新たに、地域型保育事業等の認可申請があった場合は、寒河江市子ども・子育て支援推進会議に諮って検討していきます。

【保育施設の年度別需要見込みと提供量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	2号認定(3～5歳)	602人	587人	578人	564人	566人
	3号認定(*29)(0歳)	101人	102人	103人	106人	107人
	3号認定(0歳)利用率	38.8%	39.8%	40.9%	42.1%	43.1%
	3号認定(1歳)	198人	197人	197人	197人	199人
	3号認定(1歳)利用率	71.2%	72.2%	73.2%	74.3%	75.1%
	3号認定(2歳)	205人	219人	221人	223人	225人
	3号認定(2歳)利用率	75.1%	77.1%	79.2%	81.1%	83.0%
	合計	1,106人	1,105人	1,099人	1,090人	1,097人
提供体制	保育所・認定こども園	1,095人	1,094人	1,092人	1,091人	1,091人
	地域型保育	20人	20人	20人	20人	20人
	認可外保育施設	25人	25人	25人	25人	25人
	合計	1,140人	1,139人	1,137人	1,136人	1,136人
過不足		36人	34人	38人	46人	39人

※各年度4月1日現在利用児童数

【需要見込みの算定方法】

- ・需要の見込みについては、国の手引きを基に、令和5年に実施したニーズ調査の集計値から、世帯の就労状況と学校教育・保育の利用希望率を把握し、算定しています。
- ・各年度の需要見込み数は、各年4月1日の推計人口を使用し、施設利用希望率をかけて算定しました。

2-3. 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携

幼児期に遊びを通して培われる資質・能力は、生涯にわたる重要なものであり、幼保小が連携して、こどもの発達や学びを共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との交流や意見交換、合同研究など、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

3-1. 放課後児童対策推進事業

(1) 放課後児童健全育成事業（*30）

【取組内容】

保護者が就労等により、昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後における適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図っています。市内すべての小学校区に20か所の放課後児童クラブを設置し、運営については各運営委員会に委託しています。

すべてのクラブで午後7時まで開所しており、ニーズに応じた運営を行っています。また、特別な配慮を必要とする児童について、支援員の研修を実施する等して資質の向上を図るとともに、必要に応じて支援員の加配を行っています。

【放課後児童クラブの実績値と計画値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	574人	601人	647人	708人	755人
計画値	594人	600人	600人	600人	600人

※各年度4月1日現在登録児童数

【今後の方向性】

設備運営基準を踏まえ、児童数に対応した環境整備を計画的に行い、保育環境の改善を図ります。また、寒河江市学校整備計画に基づき統合が予定されている小学校の放課後児童クラブについては、学校内に整備することを原則として、教育委員会と協議していくほか、統合後の運営主体についても、単なる既存クラブの統合だけでなく、法人化や民間企業への委託など、放課後児童クラブの安定した運営のため、様々な視点から検討していきます。

さらに、放課後児童クラブの体制を強化し、安全安心な放課後の居場所づくりを進めるため、支援員の処遇改善に努めるほか、各放課後児童クラブが連携して、研修会を実施するなど、支援員の資質向上を図ります。

【放課後児童クラブの年度別需要見込みと提供量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	小学1～3年生	578人	584人	590人	596人	602人
	小学4～6年生	234人	237人	240人	243人	246人
	合計	812人	821人	830人	839人	848人
提供体制		870人	870人	870人	870人	870人
過不足		58人	49人	40人	31人	22人

※各年度4月1日現在登録児童数

【需要見込みの算定方法】

- ・国の手引きを基に算定した結果は、低学年が約68%の利用率、高学年が約34%の利用率でした。
- ・令和6年度の実績は、低学年が59.7%の利用率であるため、令和7年度は推計人口の59%を見込んで算定し、令和8年度以降は1%ずつ増加することを見込んで算定しています。高学年の実績は20.1%の利用率であるが、需要の増加を見込んで令和7年度は推計人口の23.7%で算定し、令和8年度以降は1%ずつ増加することを見込んで算定しています。

(2) 放課後子ども教室推進事業

【取組内容】

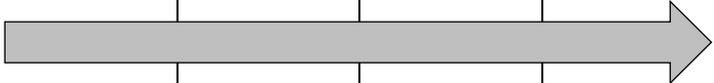
小学校児童の放課後や週末及び長期休業中における安全で健やかな居場所づくりを推進し、多様な体験・活動プログラムを通して学年間の交流や地域の行事、伝統活動について学ぶ機会を提供しています。

【今後の方向性】

地域の自然や歴史・生活・食文化等に関する体験を交え、集団内での異年齢交流及び地域の人々とのふれあいを通して、社会性を養う活動を行います。

また、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室について、本市の実情を踏まえ、今後、実施の可能性について検討します。

【放課後子ども教室実施計画】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施計画	市内9小学校区6教室で各教室年5～10回程度開催。 自分たちの地域について学ぶ機会を設けることで、地域に対する誇りと愛着を育み、地域活動への参加促進を図ります。				

3-2. 地域子育て支援拠点事業（*31）

【取組内容】

児童センターと子育て支援センターとが一体となった、総合子どもセンター「ゆめはーと寒河江」を開設しています。「ゆめはーと寒河江」では、親子の遊び場やふれあい交流の場を提供するとともに、育児に関する相談や講習会の実施、子育てに関する情報提供及び児童の体力増進等を目的として運営しています。

【総合子どもセンターの実績値と計画値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	利用者数	1,273 人	1,245 人	1,783 人	3,053 人	3,008 人
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
計画値	利用者数	4,000 人				
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※月間延べ利用人数。令和6年度は見込み数

【今後の方向性】

各種講座やイベントの開催等について、ポスターやチラシ、ホームページの充実等、あらゆる手段を講じてPRに努めます。また、研修会への参加等により、スタッフの資質向上を図ります。

また、新たに整備した屋内型児童遊戯施設との情報共有を継続し、利用者数の増加に努めます。

【総合子どもセンターの年度別需要見込みと提供量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み (利用者数)		4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
提供体制	利用者数	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人	4,000人
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足		0人	0人	0人	0人	0人

※月間延べ利用人数

【需要見込みの算定方法】

- ・国の手引きを基に算定した値は 1,200 人前後ですが、新型コロナウイルス感染症前の実績が 4,000 人弱であるため、同程度を計上しました。

3-3. ファミリー・サポート・センター事業（*32）

【取組内容】

乳幼児や小学生の児童を有する保護者や賛同者を会員として、児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動の利用調整を行っています。

【ファミリー・サポート・センターの実績値と計画値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	利用者数	237人	164人	218人	159人	260人
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
計画値	利用者数	700人	700人	700人	700人	700人
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※年間延べ利用人数。令和6年度は見込み数

【今後の方向性】

より利用しやすい体制づくりや会員の増加に努めるとともに、援助会員（協力及び両方会員）を対象とした研修の充実により、資質向上を図ります。

【ファミリー・サポート・センターの年度別需要見込みと提供量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み (利用者数)		500人	500人	500人	500人	500人
提供体制	利用者数	500人	500人	500人	500人	500人
	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足		0人	0人	0人	0人	0人

※年間延べ利用人数

【需要見込みの算定方法】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響があったため、需要が落ち込んだが、核家族化の進展により利用者の増加を見込み、計上しました。

3-4. 病児・病後児保育事業（*33）

【取組内容】

保護者が就労している家庭のこどもが、病気で自宅での保育が困難な場合、市内の病児保育施設又は病後児保育施設で、一時的に保育を実施しています。

【病児・病後児保育の実績値と計画値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	病児保育	250人	174人	184人	308人	209人
	病後児保育	12人	117人	112人	103人	62人
	合計	262人	291人	296人	411人	271人
	設置か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
計画値	病児保育	720人	720人	720人	720人	720人
	病後児保育	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	合計	2,160人	2,160人	2,160人	2,160人	2,160人
	設置か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※年間延べ利用人数。令和6年度は見込み数

【今後の方向性】

病児保育制度の周知に努め、利用拡大を図っていきます。また、病児保育制度を利用したいと思わない理由として「利用料がかかる」ことが挙げられているため、市民にとって利用しやすい利用料について検討していきます。

【病児・病後児保育の年度別需要見込みと提供量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	病児保育	360人	360人	360人	360人	360人
	病後児保育	180人	180人	180人	180人	180人
	合計	540人	540人	540人	540人	540人
提供体制	病児保育	720人	720人	720人	720人	720人
	病後児保育	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人	1,440人
	合計	2,160人	2,160人	2,160人	2,160人	2,160人
	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
過不足		1,620人	1,620人	1,620人	1,620人	1,620人

※年間延べ利用人数

【需要見込みの算定方法】

- ・病児保育(1か所)は、20日開所×12か月×定員3人×1/2(実績)=360人で算定しています。
- ・病後児保育(2か所)は、病児保育の1/2(1か所当たり1/4)で算定しています。実績より多い見込みとなっておりますが、山形連携中枢都市圏による広域利用や広報活動の強化により利用の増加を図っていきます。

3-5. 子育て短期支援事業（*34）

【取組内容】

保護者の就労や疾病等の理由により、一時的に家庭において児童を養育できない場合、児童を預かって必要な保護を行っています。本市では、児童養護施設寒河江学園、乳児院はやぶさ(令和4年度～)に委託して、短期入所(ショートステイ)及び夜間養護(トワイライトステイ)事業を実施しています。

【子育て短期支援事業の実績値と計画値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	短期入所	10人	35人	18人	5人	2人
	夜間養護	3人	2人	3人	8人	6人
	合計	13人	37人	21人	13人	8人
計画値	短期入所	15人	15人	15人	15人	15人
	夜間養護	15人	15人	15人	15人	15人
	合計	30人	30人	30人	30人	30人

※年間延べ利用人数。令和6年度は見込み数

【今後の方向性】

育児と就労の両立支援及び要保護家庭の支援等のため、今後とも児童養護施設寒河江学園、乳児院はやぶさに委託して実施します。なお、緊急時に備えた受入れ体制を確保する観点から、現状の提供体制を維持していきます。

【子育て短期支援事業の年度別需要見込みと提供量】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	短期入所	40人	40人	40人	40人	40人
	夜間看護	20人	20人	20人	20人	20人
	合計	60人	60人	60人	60人	60人
提供体制	短期入所	40人	40人	40人	40人	40人
	夜間養護	20人	20人	20人	20人	20人
	合計	60人	60人	60人	60人	60人
過不足		0人	0人	0人	0人	0人

※年間延べ利用人数

【需要見込みの算定方法】

・実績を考慮し、これまでと同数を計上しています。

3-6. 一時預かり事業（*35）

【取組内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、主として昼間において幼稚園や保育所で一時的に預かり、必要な保護を行います。幼稚園における預かり保育や保育所における一時保育を実施しています。

また、年末年始を除く日曜・祝日にこどもを預かる休日保育事業を2施設で実施しています。

【一時預かり事業の実績値と計画値】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	幼稚園の預かり保育	21,555人	24,096人	29,101人	33,126人	34,000人
	保育所の一時保育	1人	0人	8人	5人	5人
計画値	幼稚園の預かり保育	17,700人	18,900人	18,900人	20,000人	20,400人
	保育所の一時保育	50人	50人	50人	50人	50人

※年間延べ利用人数。令和6年度は見込み数

【今後の方向性】

幼稚園、認定こども園については、在園児を対象とした「預かり保育」として実施し、多様な保育ニーズに対応します。また、保育所については一時保育として実施し、一時的な保育ニーズに対応します。

さらに、休日保育事業については、手続きの簡素化等によるサービスの向上と子育て世帯へのPRに努めていきます。

【幼稚園の預かり保育の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	34,000人	34,000人	34,000人	34,000人	34,000人
提供体制	34,000人	34,000人	34,000人	34,000人	34,000人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

※年間延べ利用人数

【保育所の一時保育の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
提供体制	50人	50人	50人	50人	50人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

※年間延べ利用人数

【需要見込みの算定方法】

・国の手引きに基づいた算定が実態とかけ離れた値となっているため、実績を考慮し計上しています。

3-7. 延長保育事業（*36）

【取組内容】

保育の認定を受けたこどもについて、通常の利用時間外又は利用日以外に保育を実施する事業で、月～土曜日はすべての保育所で午前7時から午後7時までの延長保育を実施しています。

【延長保育の実績値と計画値】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実績値	1,086人	1,363人	874人	819人	800人
計画値	747人	725人	701人	691人	675人

※実人数。令和6年度は見込み数

【今後の方向性】

認可保育所全施設において、土曜日も含め、午前7時から午後7時までの延長保育の受入れ体制の整備を図ります。

【延長保育の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	850人	850人	850人	850人	850人
提供体制	850人	850人	850人	850人	850人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【需要見込みの算定方法】

・実績値を計上しています。

3-8. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【取組内容】

教育・保育施設を利用していない6カ月～満3歳未満のこどもについて、月10時間を上限として、保育の必要性に関わらず保育施設等を利用できる事業で、令和8年度から全国で実施となります。

【今後の方向性】

令和8年度からの全国実施に向け、令和7年度から市立保育所1カ所において事業に取り組みます。新たに事業を実施しようとする事業者を支援し、提供体制の確保に努めます。

【乳児等通園支援事業の年度別需要見込みと提供量】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要の見込み	1,920人	1,920人	1,920人	1,920人	1,920人
提供体制	1,920人	1,920人	1,920人	1,920人	1,920人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【需要見込みの算定方法】

・国の手引きにより算定した数値を計上しています。

3-11. 教育・保育の充実

【取組内容】

平成29年3月に策定した「寒河江市保育所整備計画」に基づき、指定管理者制度を導入している市立保育所の民間移管を進め、令和3年4月に市立みなみ保育所を「南部ひまわりこども園」に、令和4年4月に市立しばはし保育所を「柴橋おひさまこども園」に、令和7年4月に市立にしね保育所を「寒河江にしねこども園」として開所しています。

保育体制の充実を図るため、令和6年度から土曜日保育の合同保育を試行しており、市立なか保育所と市立なか保育所みいずみ分園は市立なか保育所で、市立たかまつ保育所と市立しらいわ保育所は市立たかまつ保育所で実施しています。

【今後の方向性】

市立なか保育所みいずみ分園については、小学校の統合に合わせて、そのあり方を検討していきます。

市立たかまつ保育所、市立しらいわ保育所について、出生数及び保育需要の動向を見極め、定員や建設地など新たな施設への統合に向け検討していきます。

土曜日の合同保育については、令和7年度から本格実施とし、保育体制の充実につなげてまいります。

3-12. 幼児教育・保育の無償化

【取組内容】

令和元年10月から実施している3歳以上児の幼児教育・保育の無償化に加え、令和3年9月から実施している県の保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業に市独自の上乗せを行い、年収470万円未満相当世帯までを対象として、0歳から2歳までの保育料を無償化しています。

また、令和3年度から市独自の子育て支援策として、副食費の無償化を実施しています。

【今後の方向性】

県において実施する保育料無償化に向けた段階的負担軽減事業の拡充に合わせて、保育料の負担軽減の対象拡大を検討していきます。

その他の幼児教育・保育の無償化に関する支援については、現行の取組を継続していきますが、物価の上昇等を勘案し、必要な見直しを検討していきます。

基本目標3. 子育てを地域全体で支えるまちづくり

1. 子育てに関する相談体制の充実

1-1. 相談窓口の充実及び関係機関との連携強化

【取組内容】

令和6年度から、妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、母子保健と児童福祉の連携・協働により一体的な相談支援を行うことを目的に、寒河江市こども家庭センターが設置されました。寒河江市こども家庭センターでは、妊娠期から乳幼児期まで切れ目ない支援を行うため、保健師や助産師、看護師等の専門職が、定期の育児相談や随時の電話・来所相談、家庭訪問を行い育児不安の軽減解消等の支援に努めています。相談の内容によっては、こども家庭支援員等と連携と協働による相談支援を行うよう努めています。また、児童や子育て世帯からの相談で、福祉的ニーズを有する家庭に対しても、随時相談に対応しています。さらに、相談の内容によっては、市の子育て支援ネットワークの会議で協議する等、関係機関との連携を図りつつ、適切な対応に努めています。

【今後の方向性】

相談員の研修の充実を図る等、個々のケースに応じた適切な対応ができるよう資質向上に努めるとともに、中央児童相談所や、小中学校、幼稚園及び保育所等関係機関・団体、民生委員・児童委員との連携強化を図り、適切な支援・助言を行う等、相談支援体制の充実を図ります。また、こども連れで相談に来た場合はこどもを預かる等、安心して気軽に相談できる体制づくりに努めます。

保育や子育てに関する専門的な相談に対しては、専門的な知識や技術を有する保育所の保育士が相談に応じる等、地域の子育て支援の拠点としての機能を果たすよう努めます。

1-2. 利用者支援の充実

【取組内容】

妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて、児童福祉や母子保健の専門性に応じた相談を行い支援しています。さらに、保育所への入所を始め、子育て支援に関する各種制度、サービスに関する相談等を行っています。また、市報やホームページ、子育て支援アプリを活用し、市民への周知を図っています。

【今後の方向性】

子育て支援ガイドブックの充実を図るとともに、教育・保育施設や多様な子育て支援事業の利用について、こどもと保護者の置かれている環境に応じて適切な選択ができるよう、情報提供や相談支援を行います。また、健診などの機会を捉えて、子育て支援アプリについて周知し、利用者の増加を図ります。

2. 児童虐待の防止

2-1. 要保護児童対策地域協議会

【取組内容】

児童福祉法第25条の2の規定に基づき、要保護児童の適切な保護や要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、要保護児童対策地域協議会として山形県中央児童相談所を始め、16の関係機関・団体に構成する「寒河江市子育て支援ネットワーク」を組織し、関係機関等の円滑な連携協力による適切な対応に努めています。

【今後の方向性】

「寒河江市子育て支援ネットワーク」が効果的に機能するために、各関係機関が適切な連携の下で明確な役割分担や迅速な情報共有ができるよう、寒河江市こども家庭センターにおいて会議の運営や総括、支援の実施状況の進行管理や連絡調整等を行う調整機関を担い、調整機能の充実を図ります。

2-2. 寒河江市こども家庭センター（児童福祉機能）

【取組内容】

子育て世代包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦・子育て世帯、こどもへ、母子保健と児童福祉の連携・協働により一体的に相談支援を行う寒河江市こども家庭センターを令和6年度から設置し、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応ができるよう、相談支援体制の強化に努めています。(イメージ図をP78に掲載)

【今後の方向性】

寒河江市こども家庭センターを令和6年度から新たに設置しておりますが、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することができるよう、関係機関と連携を図りながら、下記について更なる強化を図ります。

- ・支援を必要とするこどもや妊産婦の早期の把握
- ・児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・適切な対応
- ・児童相談所等の関係機関との連携強化

3. ひとり親家庭支援の充実

3-1. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

【取組内容】

母子・父子自立支援員を配置し、各種相談対応や就業支援、資金の貸付け等、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行っています。また、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費の給付及びこどもの学習支援等を行い、経済的支援及び負担の軽減に努めています。

【今後の方向性】

児童扶養手当の支給及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けやひとり親家庭等医療給付及び自立支援教育訓練給付金の給付、家庭生活支援員の派遣等を実施し、子育てや生活支援、就業支援及び経済的な自立支援等を総合的に実施するとともに、相談体制及び情報提供体制の充実に努めます。

4. 障がいのあるこどもへの支援の充実

4-1. 障がい児支援事業等

【取組内容】

障がいのあるこどもについて、放課後等デイサービス(*37)や児童発達支援事業(*38)を実施するとともに、保育所や幼稚園、放課後児童クラブにおいては人員を加配し、受入体制の整備に努めています。また、通学支援や各手当の支給、医療給付事業等により、保護者の経済的負担の軽減を図っています。

【今後の方向性】

保育所や幼稚園における特別支援保育を実施するため、保育士等の確保及び研修の充実に努め、専門的知識の取得等の資質向上と受入体制の充実に努めます。特別支援保育に関する保育施設等の財政負担軽減のため、国の補助制度を活用した支援を行うほか、市独自の支援についても実施してまいります。

また、放課後児童クラブにおける障がい児受入体制の充実に向けて、指導員等の研修等により資質の向上を図ります。

放課後等デイサービス及び児童発達支援事業の充実に努めるため、障害児相談支援事業所との連携を密にし、集団生活への適応や生活能力の向上のために児童個々の状況に応じた適切な指導及び訓練を行う施設への通所を支援します。

幼児教育連絡協議会等、幼保小中の情報連携による早期からの連続した就学指導や、教育支援委員会の開催、特別支援アドバイザーによる支援・指導等に取り組みます。

居宅介護や短期入所、紙おむつ支給等の福祉サービスの充実に努めるほか、民間団体が実施していた通学支援を、市が委託し実施するなど、保護者の負担軽減に引き続き、取り組みます。

4-2. 医療的ケアが必要な児童の支援

【取組内容】

医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置しています。

【今後の方向性】

医療的ケアが必要な児童が心身の状態に応じた適切な支援を受け、住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう、支援に携わる関係者が児童の現状を把握し共有する等、関係者相互の連携を推進していきます。また、保護者の負担軽減の方策について検討していきます。

医療的ケアが必要な児童の保育の実施に向けてガイドラインを定め、保護者や医療機関と連携し、保育施設等において保育が可能と判断された児童の保育を実施してまいります。

5. 子育て世帯への支援充実

5-1. 経済的な支援の充実

【取組内容】

子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、平成30年7月から対象児童を高校3年生まで拡大し、子育て支援医療費支給事業を実施しています。また、幼児教育・保育無償化事業、第3子以降保育料無償化事業、小中学校給食費無償化事業、保育施設等の副食費無償化事業、さがえっこスマイル応援事業等の事業を展開しています。

【今後の方向性】

子育て支援医療費支給事業については、今後も継続して実施し、医療証の更新手続等に係る保護者の負担軽減を図ります。また、児童手当及び特別児童扶養手当の支給については、国の制度に基づき、手続き等に関して遺漏のないよう周知徹底を図りながら、適切な支給に努めます。

幼児教育・保育無償化事業、第3子以降保育料無償化事業、小中学校給食費無償化事業、保育施設等の副食費無償化事業も継続して実施していきます。

さらに少子化対策事業として、無償化となっていない0～2歳児の所得階層の保育料の負担軽減について検討してまいります。

6. ワーク・ライフ・バランスの確保

6-1. ワーク・ライフ・バランスの推進

【取組内容】

有給休暇や育児休暇の積極的な取得等について、市内の事業所向けにメールマガジンやSNSを活用して周知を図っています。また、令和3年度に策定した第3次寒河江市男女共同参画計画（*39）の推進を通じて、男女共同参画の普及啓発に努めています。

【今後の方向性】

労働基準局や山形県労働委員会と連携し、長時間勤務の削減などの見直しを進め、ワーク・ライフ・バランスの確保に努めます。また、第3次寒河江市男女共同参画計画の推進を通じて、更なる男女共同参画の推進及び普及啓発に取り組みます。

7. 遊び場、交流の場の活用・整備

7-1. 寒河江市屋内型児童遊戯施設の活用

【取組内容】

「こどもがすくすく育つまち」の実現に向けて、こどもと親が安心して遊ぶことができ、子育て世代の親子等が交流できる新たな屋内型児童遊戯施設の整備構想に基づき、令和6年4月に「さくらんぼこどもキャンパス CLAAPIN SAGAE」を整備しました。

【今後の方向性】

市内外の子育て世帯が「遊び」と「学び」の体験ができる施設として魅力あるイベントを開催するほか、利用の少ない平日の利用者拡大のため、市内外の保育施設等や学校から利用していただけるようPRに取り組みます。

7-2. 身近な公園の整備

【取組内容】

地域の身近な公園の遊具整備を継続して実施しています。

【今後の方向性】

こどもたちが、身近で安心して遊ぶことができる公園の整備及び遊具の安全管理、老朽化遊具の更新等に係る費用の補助を継続します。

8. こどもの安全確保

8-1. 交通安全の推進

【取組内容】

就学前のこどもについては、市内幼稚園及び保育所等幼児施設と連携して、交通安全に関する基礎教育の充実・強化に努めています。

また、小学生及び中学生の児童・生徒については、通学路の要所に交通指導員や通学サポーターを配置するとともに、各学校及び関係機関等と連携して交通ルールの遵守やヘルメットの着用、自転車の安全な利用等について、周知及び指導の徹底を図っています。

【今後の方向性】

未就学児や児童・生徒への交通安全教育のより一層の推進を図るため、関係機関と連携し、交通事故の未然防止活動、啓発活動に努めます。

8-2. 防犯対策の充実

【取組内容】

こどもに関する犯罪の発生状況や危険か所等に関する情報については、警察署と連携して学校や保護者に適宜提供し、犯罪被害の未然防止に努めています。

また、関係機関等の協力を得ながら市民の防犯意識の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域の連携を強化し、こどもに対する見守り活動や防犯指導、非行防止の充実を図っています。

【今後の方向性】

家庭・地域・学校・警察・行政がより緊密に連携し、こどもたちを取り巻く犯罪抑制のため、また、地域の安全・安心な環境づくりのための活動及び防犯啓発活動により一層努めます。

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

こどもの健やかな成長を地域や社会全体で支える環境を築くためには、行政だけでなく、市民や地域、子育て支援に携わる事業者や施設、団体等、子育て支援に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、相互に連携・協働していくことが大切です。そのため、国や山形県、近隣市町村との連携強化を図るとともに、地域や子育て支援に携わる事業者、関係機関等との連携・協働体制の充実を図ります。

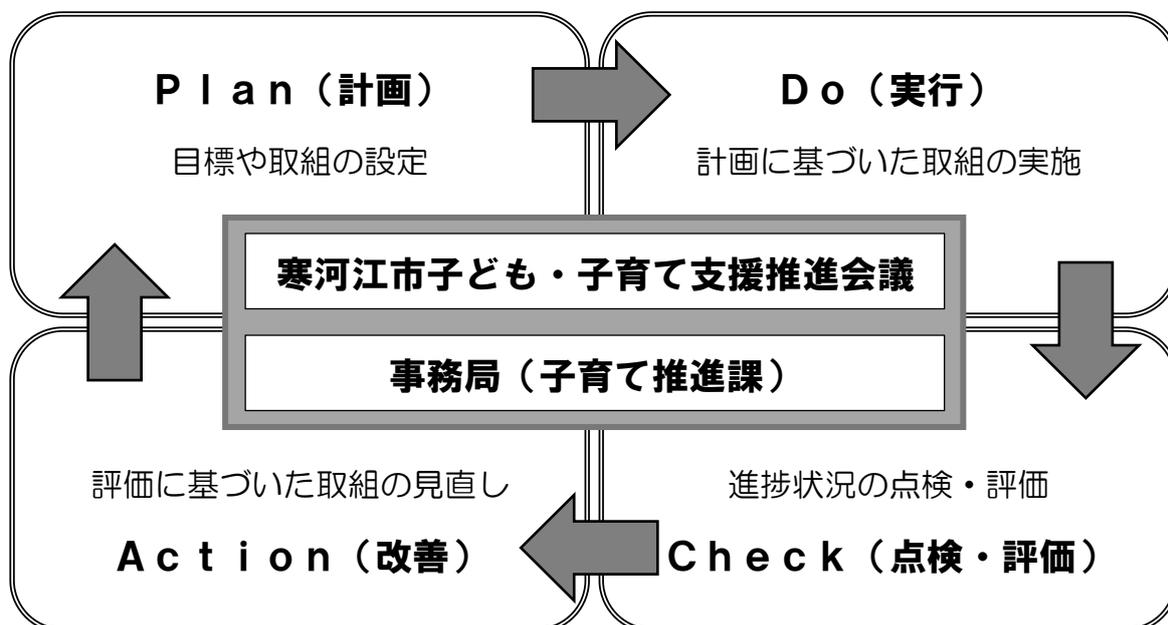
また、本計画の取組を適切かつ効果的に実施していくためには、庁内において適切な情報共有や課題の検討等が行える体制づくりが重要となるため、子育て支援に限らず、様々な分野を巻き込み、関係各課との横断的な連携体制の構築に努めます。

本計画をより実効性の高いものとし、「さがえっこすくすく宣言」の具現化を目指していくためには、「子育てをみんなで支える」という意識を醸成し、共通認識としていくことが重要です。そのため市民や地域を始め、子育て支援に関わる様々な主体に向けて、子育て支援に対する考え方や本計画の目指す方向性等について、市広報紙やホームページ等を活用して積極的に周知を図ります。

2. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて改善していくことが求められます。

そのため、本計画では学識経験者や教育関係者、保育関係者、保護者の代表、こども関係団体の代表等で構成する「寒河江市子ども・子育て支援推進会議」において、定期的に計画の点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、中間年である令和9年度に必要なに応じて改善・調整等を行います。



資料編

1. 基本目標1の現状と目標値

■基本目標1の現状と目標値（成育医療等基本方針及び「健やか親子21」の指標及び目標に基づく）

評価項目	令和5年の状況	令和11年の目標	
1 妊娠期からの切れ目のない支援			
(1) 思春期を対象とする事業			
① 赤ちゃんふれあい体験学習事業			
赤ちゃんふれあい体験学習事業	休止※コロナ禍のため	実施	
② 学校保健との連携			
学校保健委員会に参加する数	市内小中学校 12校	継続	
(2) 妊産婦を支援する事業			
① 妊婦健康診査事業			
新生児死亡	3.8(出生千対)※1	減少	
11週以下の妊娠届出	93.3%	増加	
妊婦健康診査未受診の把握	100.0%	100.0%	
② 健康教育・健康相談・特定不妊治療助成事業			
育児相談の回数	36回	増加	
全出生中の低出生体重児の割合	9.4%※1	減少	
妊娠中の喫煙率	1.3%	0.0%	
妊娠中の飲酒率	0.9%	0.0%	
合計特殊出生率	1.50	1.50以上	
2 子どもの健やかな成長・発達への支援			
(1) 乳幼児を支援する事業			
① 乳児家庭全戸訪問事業、② 養育支援訪問事業			
乳児家庭全戸訪問実施率	100.0%	100.0%	
③ 健康教育・健康相談、乳幼児健康診査			
乳幼児健康診査 受診率	3か月児	99.3%	100.0%
	9か月児	97.6%	
	1歳6か月児	99.3%	
	3歳児	99.0%	
健康診査未受診児の把握率	100.0%	100.0%	
事故防止の広報活動	実施	継続	
(2) 発達支援を要する子どもに関する連携体制の充実			
経過観察のための保育所等訪問	11回	継続	
相談窓口の周知・情報提供	実施	継続	
専門的支援(おやこ相談等)	23回	継続	

※1 平成29年の値

評価項目	令和5年の状況	令和11年の目標
2 子どもの健やかな成長・発達への支援		
(3) 歯科保健事業		
むし歯のない3歳児の割合	88.4%	90.0%
むし歯のない1歳6か月児の割合	98.5%	100.0%
(4) 予防接種事業		
相談窓口の周知・情報提供	実施	継続

2. 用語説明

No.	用語	説明
1	子ども・子育て関連3法	① 子ども・子育て支援法 ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律 ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律
2	子ども・子育て支援新制度	平成 24 年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡大や質の向上を推進するため、平成 27 年4月から開始された制度
3	さがえっこすくすく宣言	市民だれもが、安心してこどもを産み、育てやすい環境を整え、社会全体でこどもの成長を見守り、子育てを支援するまちづくりを目指して、平成26年6月に本市が行った都市宣言
4	コーホート変化率法	人口推計方法の一つで、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団(「コーホート」という。)の過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づいて将来の人口を推計する方法
5	合計特殊出生率	出産可能年齢(15～49 歳)の女性の年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。人口を維持するためには、2.07 以上が必要とされる
6	周産期死亡率	妊娠 22 週以後の胎児の死亡率をいい、次の式で表される $\left(\frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出生数} + \text{年間妊娠満 22 週以後の死産数}} \times 1,000 \right)$
7	低出生体重児	生まれたときの体重が 2,500g未満の新生児の総称
8	寒河江市こども家庭センター	すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関
9	教育・保育施設	認定こども園、幼稚園及び保育所をいう

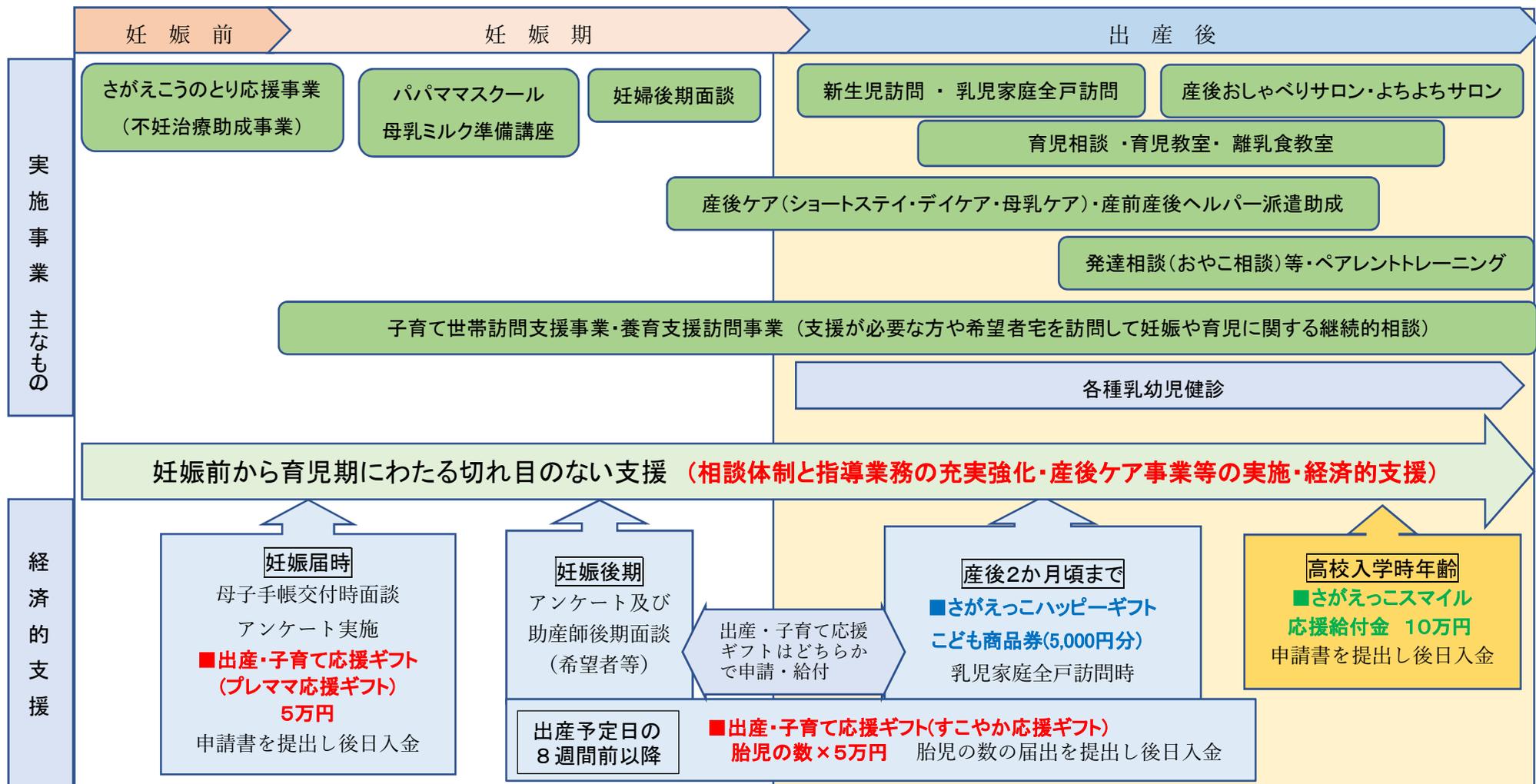
No.	用語	説明
10	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を合わせ持つ施設で、子育てに関する相談、助言を行う等、地域における子育て支援の機能も有する
11	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者や賛同者を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
12	妊婦健康診査	妊婦や胎児の健康状態を定期的に確認するために行うもの。腹囲や血圧等の基本検査や保健指導、血液検査等の医学的検査がある
13	産後ケア	産後の心身の回復に不安のある産婦や育児に不安のある乳児とその母親を対象に、心身の休養と不安軽減のため、ショートステイやデイサービス、訪問によるケア事業を行うこと
14	ハイリスク妊婦	母の年齢(10代や35歳以上)、未婚、精神疾患、経済的不安定、育児協力者がいない等により、妊娠・出産・子育てに強い不安や困難を伴うとされる妊婦
15	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までのすべての乳児(生後28日までは新生児)のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
16	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業
17	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護や要支援児童、特定妊婦への適切な支援を行うため、関係機関・団体等により構成される組織
18	特定妊婦	出産後のこどもの養育について、支援を行うことが特に必要と認められる妊婦
19	BP(ベビープログラム)	初めて子育てをする保護者に対し、親子の絆づくりや仲間づくり、子育てに必要な知識の提供をする等、子育てを支援するプログラム
20	発達支援	発達障がい者(自閉症、アスペルガー症候群、学習障害等)に対し、その心理機能の適正な発達を支援するとともに、円滑な社会生活を促進するため行う医療的、福祉的及び教育的援助

No.	用語	説明
21	子ども家庭支援センター	こどもと子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じた専門機関やサービスの紹介、調整をする機関。本市においては、児童養護施設寒河江学園内に「チェリー」が開設されている
22	定期予防接種	予防接種法に基づき、市町村の責任において行われるもので、種類や接種年齢が決まっている予防接種
23	任意予防接種	予防接種法に基づかない、保護者(接種者)の希望により任意で受ける予防接種
24	教育・保育提供区域	この計画を策定するに当たって、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件、保育所や幼稚園等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して設定する区域のことで、計画策定上の基本的な単位となる 基本的に、この区域ごとに需要の見込みやサービス提供計画を策定することになる
25	施設型給付	認定こども園、幼稚園及び保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付
26	1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、「保育が必要な事由」に該当しないこども
27	2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもで、「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望するこども
28	地域型保育事業	主に満3歳未満の乳幼児を対象とし、小規模保育(利用定員が6人以上19人以下の施設で保育を実施)、家庭的保育(利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で保育を実施)、居宅訪問型保育(保育を必要とする乳幼児の居宅において保育を実施)及び事業所内保育(事業所内の施設において、当該事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育も実施)を行う事業
29	3号認定	満3歳未満で「保育が必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望するこども
30	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童を放課後等に預かり、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業(放課後児童クラブ)

No.	用語	説明
31	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。本市には、「ゆめは一と寒河江」がある
32	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者や賛同者を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
33	病児・病後児保育事業	保護者の就労等により、家庭において保育を受けることが困難な病後児(10歳未満)を、保育所等に付設された専用スペースで、専任の保育士等が一時的に預かる事業
34	子育て短期支援事業	保護者の就労や疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に預かり、必要な保護を行う事業。短期入所生活援助(ショートステイ)、夜間養護等(トワイライトステイ)事業がある
35	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や幼稚園等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業
36	延長保育事業	保育所等の通常の保育時間を超えて児童を預かり、保育する事業
37	放課後等デイサービス	小学校に就学している障がい児が対象。授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設に通所し、生活能力の向上や社会性を身に着けるための必要な訓練を行うサービス
38	児童発達支援事業	未就学の障がい児が対象。児童発達支援センターその他の施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うサービス
39	男女共同参画計画	男性、女性が性別や年齢にとらわれることなく、多様な分野で個性や能力を発揮できる社会の形成に向けた施策を推進するための行動計画。本市では令和3年度に第3次計画を策定した

寒河江型ネウボラ（令和7年4月1日現在）

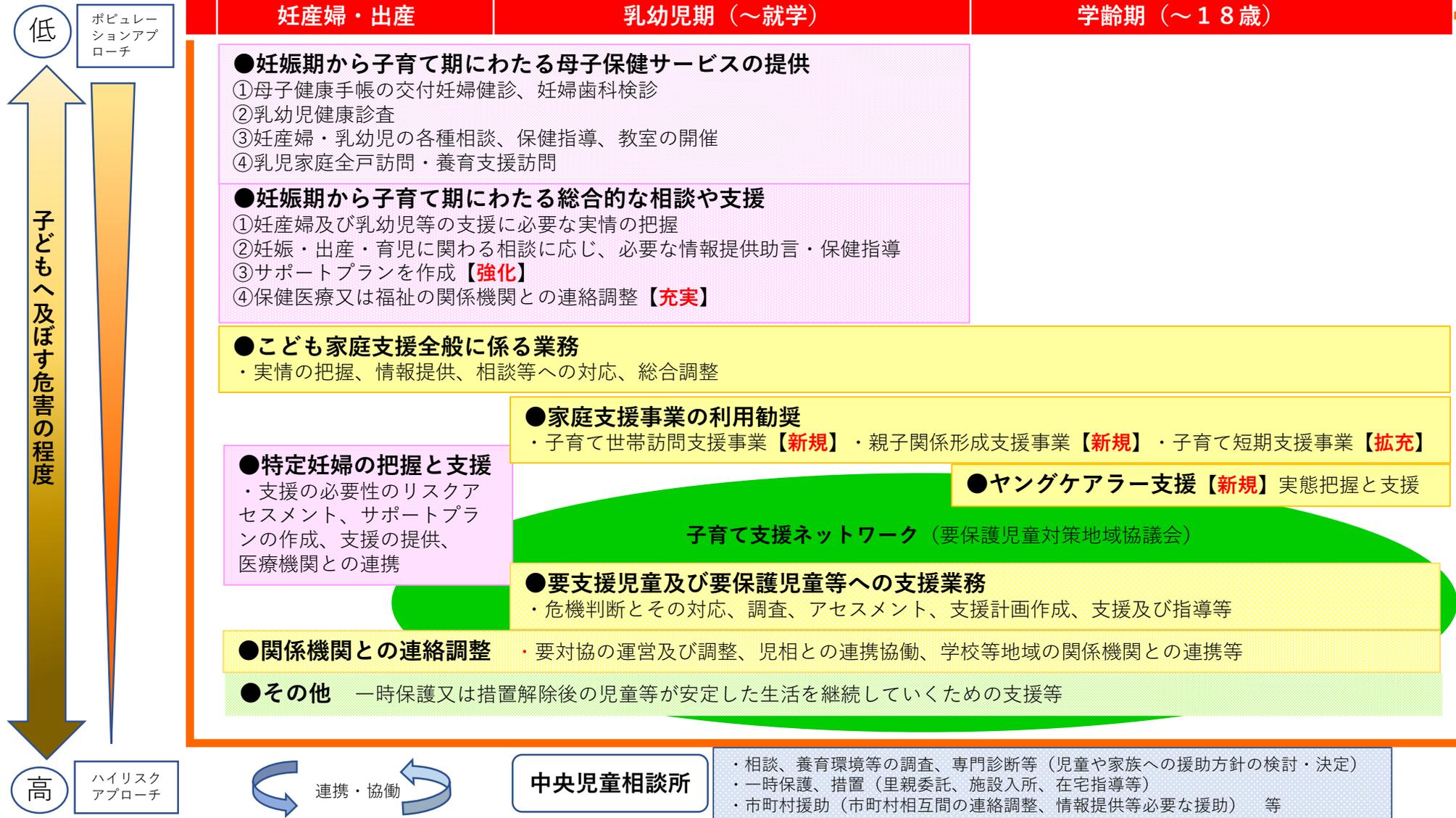
- 子育て推進課内に設置された「こども家庭センター」に保健師のほか、看護師の資格を持つ乳児訪問指導専門員、助産師の資格を持つ妊産婦等指導専門員、認定心理士・精神保健福祉士の資格を持つ発達支援相談員を配置し、妊娠、出産、育児に関する相談に応じるとともに、身体や育児に不安を抱える産婦の負担軽減を目的とした産後ケア事業などを実施することで、妊娠前から育児期にわたる切れ目のない支援を行う。
- 「こども家庭センター」に子ども家庭支援員を配置し、子ども家庭支援全般に関する相談体制及び指導業務の充実強化を図る。
- 令和7年度から、これまでの発達支援体制に加え、新たに5歳児健康診査を実施し、就学に向けた支援体制を強化する。



■出産・子育て応援ギフト → 妊婦のための支援給付交付金を活用 ■さがえっこハッピーギフト → 県補助金を活用 ■さがえっこスマイル応援給付金 → 市独自事業

寒河江市 こども家庭センター

令和6年4月1日から子育て推進課内にこども家庭センターを設置しました。全ての妊産婦・子育て世帯、こどもへ、母子保健と児童福祉の連携・協働により一体的に相談支援を行い、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など市町村としての相談支援体制の強化を図ります。寒河江市では、母子保健機能を中心とした「すくすく健康係」と児童福祉機能を中心とした「こども家庭相談係」が連携・協働し両機能を組織として一体的に運営していきます。



4. 寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例

平成 25 年6月 25 日条例第 32 号

寒河江市子ども・子育て支援推進会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第1項の規定に基づき、寒河江市子ども・子育て支援推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更
 - (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定
 - (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定
 - (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 推進会議は、前項に規定する事項に関し、必要に応じ市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 推進会議は、委員 20 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 保護者の代表
- (5) 子ども関係団体の代表
- (6) 公募による者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

5 会長は、必要と認めるときは、推進会議に部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、子育て推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。